

(注意)

本資料は、H28.9.26 での「あまがさきし地域福祉計画」の検討案になります。
そのため、計画策定部会での意見や、関係者等との調整などにより、記載内容
に変更が行われる場合があります。

あまがさきし地域福祉計画（案）

誰もがその人らしく安心して暮らせる
地域福祉社会の実現を目指して

尼崎市
平成 29 年 3 月

はじめに（たたき台）



【 目 次 】

第1章	地域福祉計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨.....	1
2	計画の位置づけと期間.....	2
	(1) 法令の根拠.....	2
	(2) 計画の位置づけ.....	2
	(3) 計画の期間と関連計画との進行スケジュール.....	3
3	計画の策定プロセス.....	4
4	地域福祉の推進に関連する各制度等の状況.....	5
	(1) 国の各制度と市の取り組みの状況.....	5
	(2) 市の進めている取り組み.....	7
第2章	尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と課題	10
1	尼崎市のまちの姿.....	10
	(1) 尼崎市の概況.....	10
	(2) 尼崎市のイメージ.....	11
2	統計データからみる人口の推移等.....	12
	(1) 人口減少社会と少子高齢化.....	12
	(2) 世帯構成の推移(単身世帯の増加).....	16
	(3) 子どもを取り巻く状況.....	17
	(4) 障がい者、難病患者等の状況.....	17
	(5) 生活保護の推移.....	19
	(6) 地域の各種団体数の推移.....	20
	(7) 民生児童委員の状況.....	21
3	市民等の意識.....	22
	(1) 地域との関わりの状況.....	23
	(2) 地域の支え合い活動に関する意識.....	24
	(3) 悩み・不安の状況について.....	31
	(4) 福祉事業者への期待について.....	33
	(5) 連携・協働について.....	34
	(6) 災害時要援護者支援について.....	36
4	計画策定部会等における意見.....	37
5	第2期地域福祉計画の進捗と評価.....	39
	(1) 第2期地域福祉計画の基本目標と重点的な取り組み.....	39
	(2) 第2期地域福祉計画の進捗状況と今後の取り組み.....	40
6	尼崎市の地域福祉における課題.....	43
第3章	地域福祉計画策定の考え方	46
1	計画の基本理念.....	46
2	取り組みを進めるための視点.....	47

3	計画の基本目標	48
4	施策体系（未調整）	49
5	地域福祉を推進する主体の役割と協働の考え方	51
6	圏域（活動エリア）の考え方と重層的なネットワーク	57
	（1）圏域（活動エリア）の考え方	57
	（2）計画を支える仕組みづくり（重層的なネットワーク）	58
第4章	施策の展開	61
1	「支え合い」を育む人づくり	61
	（1）福祉学習の推進	61
	（2）多様な担い手の参画を支援する環境の整備	62
	（3）地域福祉活動の“つなぎ役”の育成	63
	（4）地域福祉を進める福祉専門職の養成	63
	地域に潜在している福祉人材の確保	64
2	多様な主体の参画と協働による地域づくり	65
	（1）多様な主体が参加し、話し合える場づくり	65
	（2）多様な手法による地域福祉活動の推進	65
	（3）誰もが地域活動に参加できる仕組みづくり	65
3	誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり	66
	（1）包括的・総合的な相談支援体制の充実	66
	（2）権利擁護の推進	68
	（3）福祉サービスの適切な確保と情報提供	68
	（4）社会福祉法人による社会・地域貢献の推進	68
	（5）見守り活動をはじめとする地域福祉活動の推進	68
	（6）災害時要援護者支援の推進	68
第5章	計画の推進	69
1	計画の進行管理と評価	69
2	地域福祉推進計画（尼崎市社会福祉協議会）との連携	69
第6章	参考資料	70
資料1	諮問及び答申	70
資料2	策定経過	70
資料3	尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会委員名簿	70
資料4	尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会計画策定部会委員名簿	70
資料5	用語解説	70

第 1 章

地域福祉計画の 策定にあたって

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

今は経済的、社会生活の面で自立している人であっても、人生の様々な場面で失業、病気、事故、加齢による身体状況等の変化など、自分や家族の努力ではどうにもならない課題や困難にぶつかることがあります。そうしたときに、誰もが安心して暮らせるよう、これまでも様々な法律や制度が作られ、福祉ニーズごとの専門的な公的サービスが充実してきました。

近年、少子高齢化の進展や単身世帯の増加等、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化するなかで、地域（人と人）のつながりが弱くなっていると言われています。本市においても、単身世帯の増加や、自治会・町会の加入率の低下や老人クラブの会員数の減少傾向に見られるように、地域社会の結びつきの希薄化とともに相互扶助機能の低下が懸念されており、身近に相談したり、困っていることに早めに気付いてくれる家族、知人がいないことで、相談窓口を知らない者や、自ら相談できない者もいると考えられます。

そうした中で、一人暮らしのお年寄りが電球交換やゴミ出し、買い物などの少しの困りごとを頼める人がいないといったことをはじめとして、壮年期のひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、若年層の貧困、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加から、孤立死や自殺等の深刻な問題、災害時の要援護者の支援など、地域における生活・福祉課題は多様化、複雑化、そして深刻化してきています。

こうした多様化・複雑化した課題全てを公的サービスだけで対応することは限界があります。また、人によっては専門的な支援よりも、人と人とのつながりの中で不安を取り除くことができることもあれば、困っていることを周りが早めに気づくことで課題が複雑化、深刻化する前に解決するなど、その人にとって望ましい解決につながる事も少なくありません。さらに、地域のつながりの中で支援を受けた人は、次は支える側となることもあるのではないのでしょうか。

行政による分野別の専門的な支援の包括的な提供はもちろんのこと、市民一人ひとりが時と場合に応じて「支え」、「支えられる」ことを意識し、地域の様々な課題に対して、日頃の地域のつながりの中で話し合い、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域の様々な活動に参画・協働し「支え合う」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。「地域福祉計画」はこうした取り組みに向けて総合的、計画的な推進を図ることを目的とした計画です。

本市では、平成17年3月に「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」を基本理念として「あまがさきし地域福祉計画」を策定し、平成23年3月には計画の改定を行い地域福祉の推進に着実に取り組んできました。

第2期計画期間中、国では改正災害対策基本法を踏まえた災害時要支援者への支援や障害者総合支援法や障害者差別解消法による障害者施策の充実、生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）による生活困窮者自立支援制度、介護保険法改正（平成27年4月施行）による介護予防・日常生活支援総合事業、さらに社会福祉法改正（平成28年4月施行）により社会福祉法人による地域公益活動を法人の責務と位置付けるなど、これまで以上に地域福祉の推進を念頭においた法改正等が行われ、各分野別の制度にとどまらない、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを基本とした取組が進められています。

本市では、これまでの取り組みを基礎としながらも、こうした国の法改正等をもとに尼崎市が抱える課題一つひとつに向き合い、更なる地域福祉の推進に取り組むために、第3期「あまがさきし地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけと期間

(1) 法令の根拠

この計画は社会福祉法第 107 条の規定に基づく、市町村地域福祉計画にあたるものです。また、同法第 4 条においては、「すべての人々がそれぞれの役割を推し進めるとともに、相互に協力し参加することによる地域福祉の推進が必要」である旨が記載されています。

社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

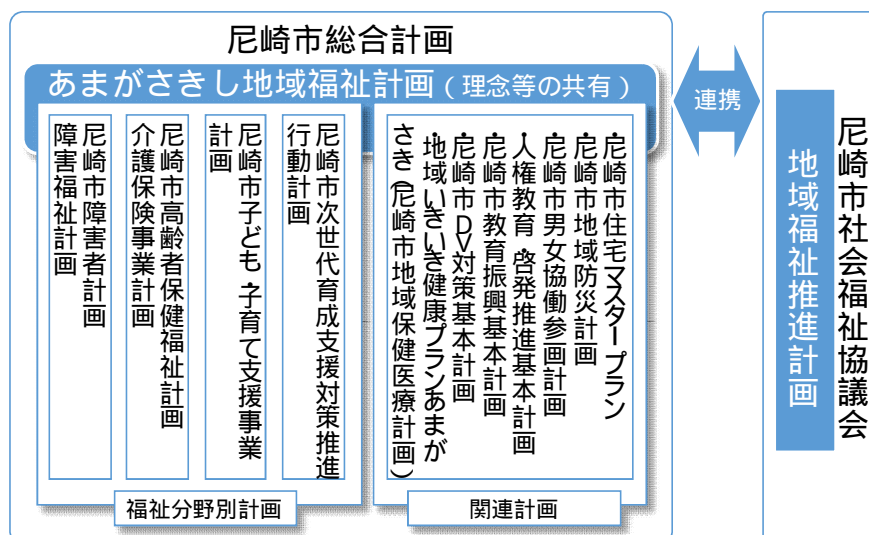
- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の位置づけ

尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけるとともに、他の健康・医療、防災等の生活関連領域の諸計画と福祉分野別計画との連携を図る計画です。

また、福祉分野別計画との関連においては、各計画の目標値を達成するための施策は各分野を基本とし、本計画は地域福祉の観点から福祉分野別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、福祉分野別計画を総合的な視点から地域福祉のあり方や地域福祉推進を図る取り組みを示すものです。

市の策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が当事者、住民、関係機関、関係団体等の民間の具体的な活動・行動計画として策定する地域福祉推進計画と、連携しながら取り組みを進めます。



(3) 計画の期間と関連計画との進行スケジュール

本計画の実施期間は、平成29年度からの5年間とし、3年経過後に計画の見直しに向けた検討を行うことを基本とします。

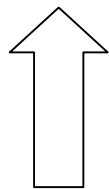
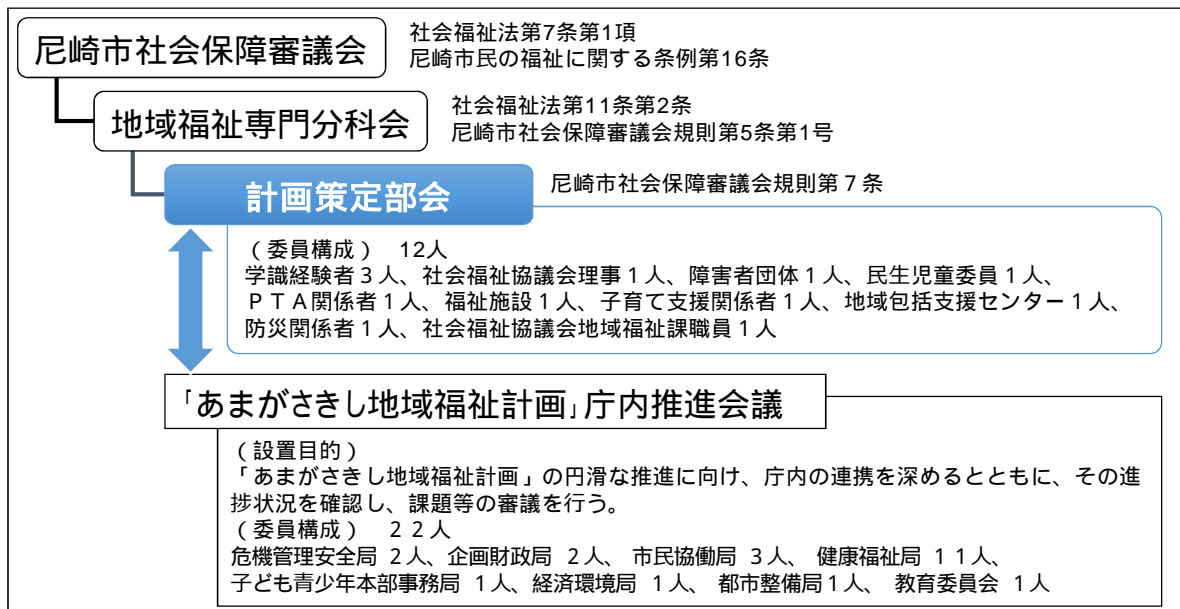
なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じる場合や、総合計画に大きな変更が生じたりした場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
尼崎市総合計画	まちづくり構想(H25年度～H34年度)					
	まちづくり基本計画前期計画(H25～H29年度)			まちづくり基本計画後期計画(H30～H34年度)		
あまがさきし地域福祉計画	第2期(H23～H28年度)		第3期(H29～H33年度)			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期(H27～H29年度)			第7期(H30～H32年度)		第8期(H33年度～)
尼崎市障害者計画	第3期(H27～32年度)					
尼崎市障害福祉計画	第4期(H27～29年度)			第5期(H30～32年度)		
尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画	H28年度～H31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市子ども・子育て事業計画	H27年度～H31年度				第2期(H32年度～)	
尼崎市配偶者からの暴力(DV)対策基本計画	第2次(H24～29年度)			第3次(H30年度～)		
尼崎市地域保健医療計画	第2次(H25～29年度)			第3次(H30年度～)		
尼崎市人権教育・啓発推進基本計画	第3次(H22年～H31年度)					
尼崎市男女共同参画計画	第2次(H24～28年度)		第3次(H29年度～)			
尼崎市住宅マスタープラン2011	第1次(H24年～H32年度)					
尼崎市教育振興基本計画	第2期(H25～29年度)					
尼崎市社会福祉協議会						
地域福祉推進計画	第3期(H23～28年度)		第4期(H29～33年度)			

3 計画の策定プロセス

本計画の策定にあたっては、第2期計画策定のプロセスを参考に関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される「尼崎市社会保障審議会 地域福祉専門分科会 計画策定部会」において、尼崎市の地域福祉を取り巻く現状・課題整理や計画内容の検討を進めるとともに、そうした検討内容をもとに、関係部署で構成する「あまがさきし地域福祉計画」庁内推進会議を設置し、庁内の関係各課と協議を進めました。

また、市民等を対象としたアンケート調査結果や、自治基本条例の制定に向けた市民懇話会等の市民意見を通じて、地域福祉に関する市民意識、動向、ニーズ把握に努めるほか、尼崎市市民意見聴取プロセス実施要綱に基づき、本計画策定に係る基本情報及び政策形成プロセス計画書の協議・公表、市民意向調査、計画素案の公表、パブリックコメントの実施、パブリックコメントの結果及び計画案の公表を実施し、市民等の意見の反映に努めました。（現在策定途中）



「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査
 (調査対象) 市民 民生児童委員 市内の福祉事業者 (NPOを含む)

4 地域福祉の推進に関連する各制度等の状況

(1) 国の各制度と市の取り組みの状況

地域福祉を推進するための制度について及び国の動向と市の取り組みについて整理しました。

	内容
生活困窮者自立支援法	<p>平成 27 年 4 月施行。生活困窮者の相談に応じ、個人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスにつなぐとともに、関係機関とのネットワークづくり及び地域に不足する資源開発に取り組むなど、地域住民や民生児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人等が連携して課題を解決する仕組みづくりが求められています。</p> <p>本市は直営体制で生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」を設置し、住居確保給付金の支給、段階的な就労支援に取り組むほか、庁内外関係機関等と連携した課題解決の仕組みづくりに取り組んでいます。</p>
介護保険法改正	<p>平成 27 年 4 月改正。予防給付のうち、訪問介護、通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組みを含めた多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的なサービス提供ができるよう地域支援事業として見直されました。生活支援サービスの提供主体としては、介護保険サービス事業者以外にも、NPO、ボランティアグループ、社会福祉法人、民間企業、協同組合、地域の高齢者などが想定されており、多様な主体の参加による重層的なサービスが地域で提供される体制の構築が求められています。</p> <p>本市は平成 27 年度に市社会福祉協議会に委託して協議体の設置などに取り組む生活支援コーディネーターを配置し、平成 29 年度からの総合事業の本格実施に向けて取り組みを進めています。</p>
社会福祉法改正	<p>平成 28 年 4 月、平成 29 年 4 月施行。社会福祉法人の地域における公益的な取り組みを実施する責務を位置づけており、社会福祉法人が地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即した公益的な取り組みの展開が求められています。</p> <p>本市は、これまでも地域の公益的な活動の推進に向けて、社会福祉法人に対する啓発を進めており、今回の改正を受けて、さらなる取り組みが必要となっています。</p>
障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	<p>平成 26 年 4 月一部施行。重度訪問介護の重度知的・精神障害者への対象拡大や、地域移行支援の対象が、障害者施設等に入所又は精神科病院に入院している障害者に加えて、保護施設・矯正施設等を退所する障害者にも対象拡大される予定であり、地域住民の理解や住民参加による見守り、支えあい等が求められています。</p> <p>本市は平成 27 年 4 月に策定した障害者計画・障害福祉計画を基に、取り組みを進めています。</p>
障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）	<p>平成 28 年 4 月施行。国・地方公共団体・民間事業者に障害を理由とした差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを求めています。また、障害者差別解消支援地域協議会（任意）において関係機関等が連携し、いわゆる「制度の狭間」や「たらい回し」が生じることなく、地域全体として、差別の解消に向けた主体的な取り組みが行われるよう、障害者の権利擁護等についてきめ細やかな対応が求められています。</p> <p>本市では、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みのより一</p>

	<p>層の促進を図るため、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を定めました。また、障害者差別解消支援地域協議会の設置等に向けて検討を進めています。</p>
子どもの貧困対策の推進に関する法律	<p>平成 26 年 1 月施行。貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的としており、生活支援、就労支援等の重層的な支援が求められています。</p> <p>本市では、平成 28 年 3 月に策定した尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の中で、取り組みを進めています。</p>
子ども・子育て関連 3 法（支援制度）	<p>平成 27 年 4 月施行。市町村が実施主体として明確化されるとともに、地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業など、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとされており、地域住民による子育て家庭の支援等が求められています。</p> <p>本市では、平成 28 年 3 月に策定した尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の中で、取り組みを進めています。</p>
いじめ防止対策推進法	<p>平成 25 年 9 月施行。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めました。</p> <p>本市では、子どもの育ちを地域社会全体で支えることを基本理念とした「尼崎市子どもの育ち支援条例」の考え方を踏まえ、平成 28 年 1 月にいじめ問題に対し児童生徒、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むことを規定した尼崎市いじめ防止基本方針を策定し、取り組みを進めています。</p>
災害対策基本法改正	<p>平成 25 年 6 月施行。高齢者、障害者等避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員・児童委員などの地域の支援者との間で情報共有することを義務づけ、市町村と地域の支援者との協働による、高齢者、障がい者等を支援する体制づくりが求められています。</p> <p>本市では、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を整備することを目的に尼崎市避難行動要支援者避難支援指針を作成し、災害時要援護者の避難支援に取り組んでいます。</p>

（参考）地域共生社会の実現に向けて

平成 28 年 7 月 15 日に、厚生労働大臣を本部長として「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ検討を行うこととしています。

具体的には「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいく仕組みを作っていくとともに、市町村においては、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備の推進や、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていく必要があるとしています。

尼崎市においても、こうした国の動向も注視しながら、必要に応じて計画の見直し等を行っていく必要があります

（地域共生社会とは）

一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を目指しています。

(2) 市の進めている取り組み

尼崎市では、次のような取り組みを進めています。地域福祉の推進を図る上でも、こうした市の取り組みと整合性を図りながら進める必要があります。

尼崎市総合戦略

本市は将来の姿から見えてくる課題に予防的観点で取り組んでいますが、そのためには、地域に根ざした活動として取り組み、地域との協働を深化させていく必要があります。また、若い人たちが尼崎に触れ、課題解決の実践を通じて学びや経験、力をつけ、また地域で活かしていく機会を創っていくことが必要です。

少子化・高齢化の進展に伴い、今後、都市部である本市においても地域の課題はより多様化し、複雑化すると考えられます。「課題解決先進都市」を目指す本市では、「地域において市民一人ひとりが学び、成長し、活躍し、まちに活気を生み出していく。そしてその営みを未来に引き継いでいく」という「ひと咲き まち咲き あまがさき」の考えのもと、本市の総合計画を基に「まち・ひと・しごと」の分野に絞ったアクションプランとして尼崎市総合戦略（計画期間：平成27年度～31年度）を策定し、取り組んでいます。

総合戦略政策パッケージ【平成27～平成31に取り組む6つの政策分野】

「ひと咲き まち咲き あまがさき」に向けて

総合戦略期間中に、6つの政策分野に沿って施策を構築していきます



公共施設の最適化に向けた取り組みについて（保健福祉センターの新設）

本市では6ヶ所ある支所に安全・安心な乳幼児健診などの実施に課題を抱えるとともに、保健・福祉に関する住民ニーズが多様化・複雑化し、支所など地域の窓口だけでは対応できないケースが増えています。

そのため、平成29年度中に、新たに（仮称）保健福祉センターを市内2カ所に設置し、各支所や市役所で行っている保健・福祉業務を同センターに集約することで、保健・福祉総合相談支援体制の構築、安全・安心な健診等施設環境の整備を図るとともに、高齢者や障がい者等の負担を考え、身近な地域における保健福祉の各種申請受付窓口を維持させるために、その一部の事業を除き、社会福祉協議会へ委託する方向で進めています。

子どもの育ち支援センター機能のあり方の検討について

子どもや子育て家庭に関するさまざまな悩みや不安に対応するとともに、子どもや子育て家庭の抱える課題や問題に適切に対応できるよう、子どもの成長段階に応じた切れ目のない支援を行う「子どもの育ち支援センター」を設置に向けて検討を進めています。

併せて青少年の居場所づくりをはじめとした青少年の健全育成施策については、青少年がさらに利用し参加しやすいものになるよう、旧聖トマス大学や地域の施設の活用を視野に、青少年センターの機能の見直しもあわせて、全市的な観点から検討を進めています。

第 2 章

尼崎市の地域福祉 を取り巻く現状と課題

第2章 尼崎市の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 尼崎市のまちの姿

(1) 尼崎市の概況

尼崎市は、人口約46万人が集中する中核市で、平成28年に市政100周年を迎えた歴史ある都市です。

阪神広域圏に属する尼崎市は、大阪平野の西部にあって、兵庫県の東南部に位置し、総面積50.72平方キロメートル（平成28年3月現在）の都市です。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面しています。

昭和期には阪神工業地帯の中核として、我が国の高度経済成長の一翼を担い、工業都市として発展してきました。その中で大気汚染・地盤沈下・水質汚濁といった深刻な公害問題にも直面しましたが、市民・事業者・行政の連携と粘り強い取組により市内の環境は大きく改善され、現在は環境先進都市として、国から「環境モデル都市」の選定を受けています。

この工業都市としての歴史の中で、我が国のものづくりを支えるトップシェア企業や高い技術力を有する企業が集積しています。近年は景気後退の影響や産業構造の転換、経済のグローバル化による国際競争の激化などにより、工場の閉鎖や市外転出が相次ぎ、また、商業活動においても、大型商業施設の出店や消費者行動の変化により、商店街や市場で空店舗が増加するなど、産業の空洞化や産業活動の低迷が課題となっています。それに伴い、人口が減少するという工業都市に見られがちな現象が顕著になっています。

しかしながら、大阪、神戸という2大都市の間に位置し、交通至便の要所にあり、市域は狭いものの、大阪等への通勤の利便性の高い住宅地が形成されているほか、鉄道結節点であるJR尼崎周辺においては複合的な都市機能を有する拠点形成されるなど、その地理的環境から、多様な人材が集まるまちでもあります。

また、住民から見れば、城下町であった面影を伝える寺町の街並み、江戸時代の文豪「近松門左衛門」ゆかりの地であるなど、歴史と伝統、失われつつある下町風情も多く残るほか、多くの商業施設や医療機関等が身近にあり、とても生活しやすい土地柄です。

このような様々な都市課題に直面しながらも、これまで培ってきた歴史・文化、産業、環境、人材等をもとに、これらの課題解決と魅力と活気あふれるまちづくりを、市民とともに取り組んでいます。

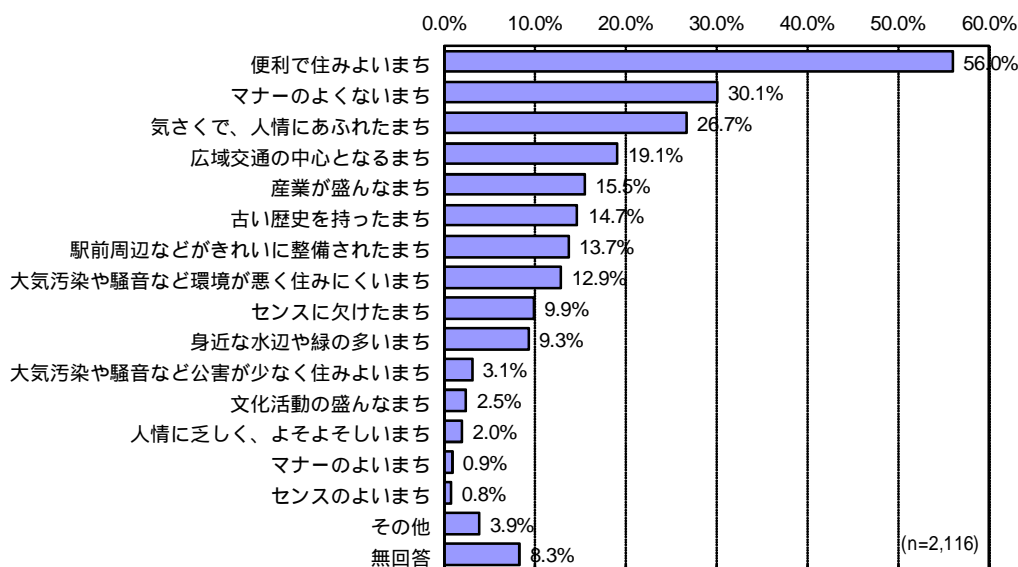


(2) 尼崎市のイメージ

尼崎市総合計画の意識調査では約8割の市民が「これからも尼崎で暮らしたい」と回答しています。その主な理由としては、買い物に便利といった利便性のほか、家族と同居しているといった住宅についての理由が挙げられています。

一方で、尼崎市に住み続けたくないと答えた市民の主な理由としては、自然や空気などの環境や治安が悪いなどの生活環境面のほか、今の住宅に不満があるなど住宅についての理由が挙げられています。20～30代といった若い世代で「市外に移りたい」との回答が多くなっています。

また、市民がもつ尼崎市のイメージは「便利で住みよいまち」「気さくで人情にあふれたまち」などのプラスのイメージも多い一方で、「マナーのよくないまち」「大気汚染や騒音など環境が悪く住みにくいまち」といったマイナスのイメージもあり、都市の魅力をいかに高めるかが課題となっています。



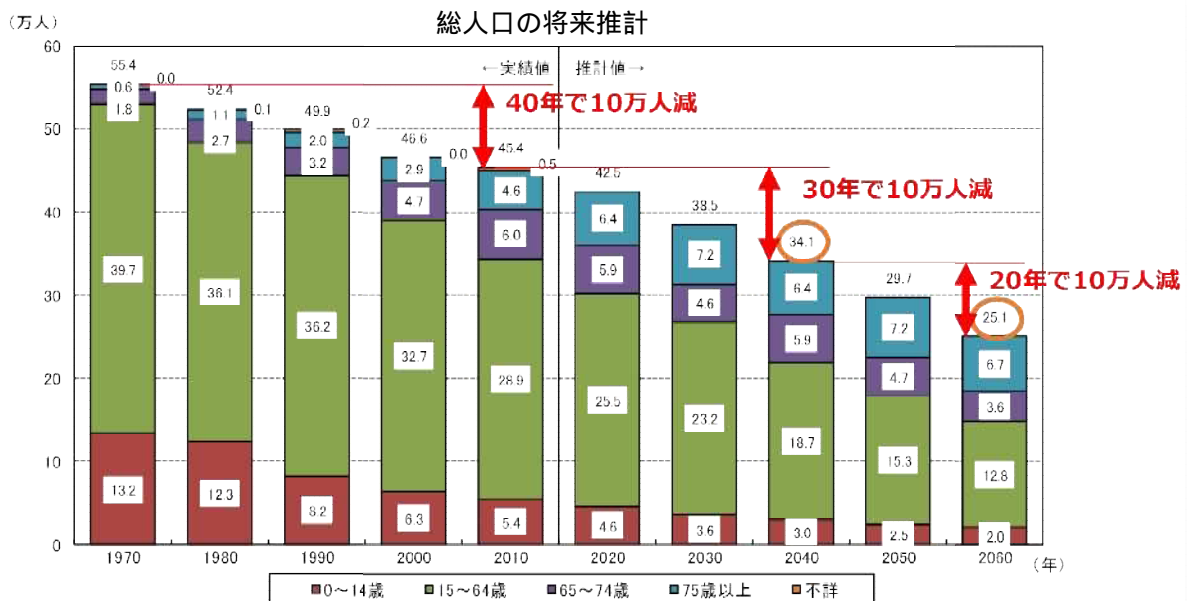
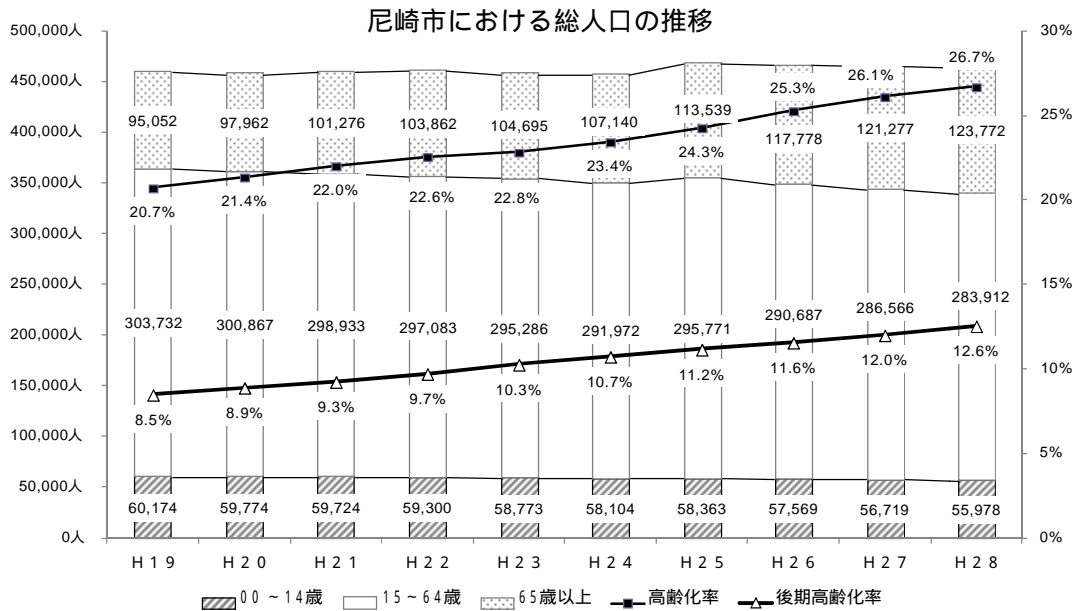
2 統計データからみる人口の推移等

(1) 人口減少社会と少子高齢化

尼崎市の総人口は、長期にわたって減少が続いています。

尼崎人口ビジョン（平成 27 年 10 月）によれば、人口構成は、全国と同様高齢化が進んでおり、平成 2（1990）年には 72.5%であった生産年齢人口の比率が、平成 22（2010）年には 63.7%まで低下する一方で高齢者の比率は高まっています。この傾向は平成 28 年現在も続いており、国立社会保障・人口問題研究所の推計に直近の人口動態を加味した推計によると、このままの傾向が続いた場合、本市の将来推計人口は、平成 72（2060）年に 25.6 万人まで減少すると見込まれます。年齢構成比率は、平成 72（2060）年に 65 歳以上の高齢者が占める割合は 40%以上に達し、また総人口の 4 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者になると見込まれます。

また、同年には 15～64 歳の生産年齢人口の割合は 50%にまで低下し、その他の世代の人口とほぼ均衡すると見込まれています。



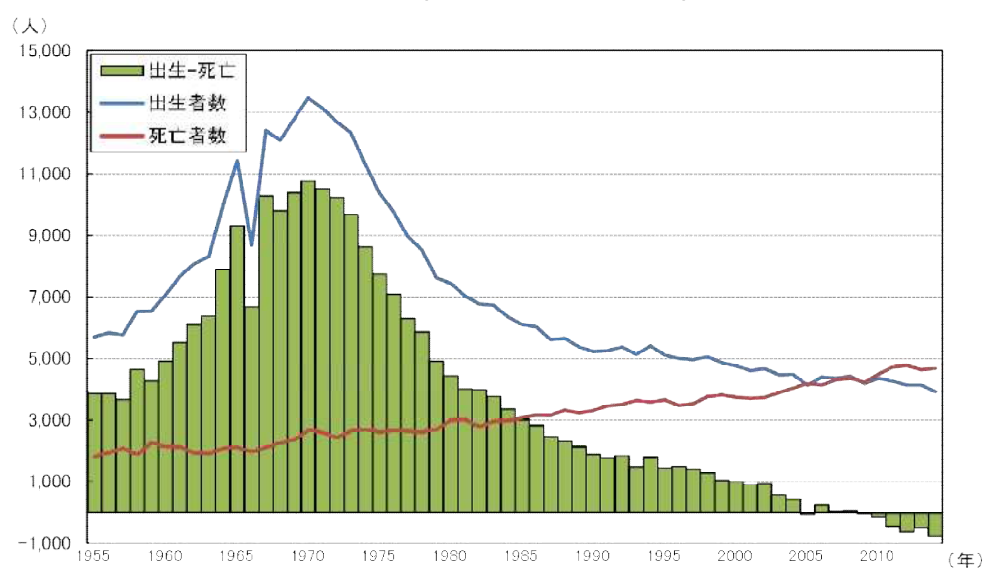
(参考) 人口減少の背景

出生者数と死亡者数の差し引きをみると2009年以降、死亡が出生を上回り、出生数は団塊ジュニア世代が40歳代を迎えているため、今後、大幅な減少が見込まれます。

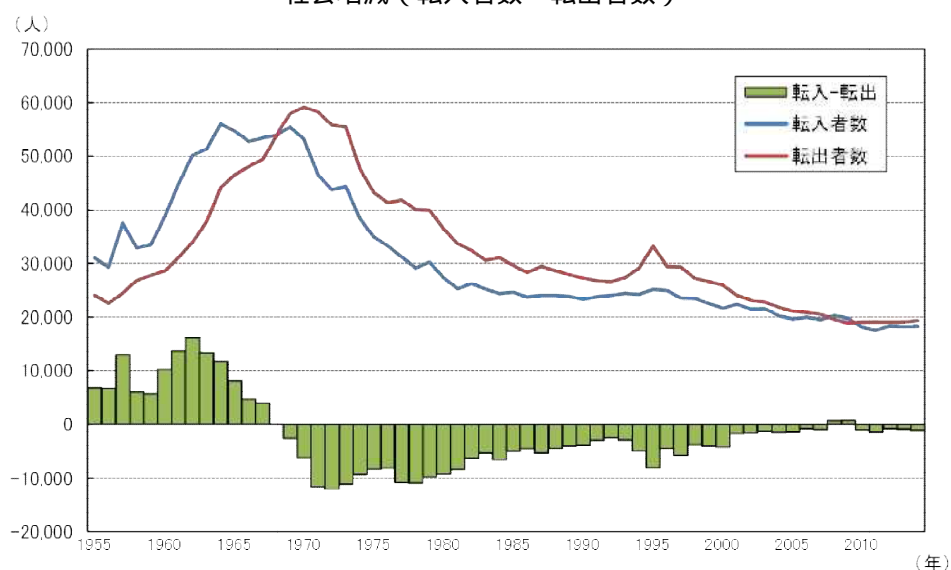
また、転出者数と転入者数の差し引きをみると1960年台までは転入超過だったものが、1970年台には年間1万人にもおよぶ大幅な社会減少が続き、近年は減少幅は縮小しているものの転出超過傾向が続いています。

今後も、こうした人口減少と少子化、高齢化は進むと考えられており、その結果、2040年に人口は34.1万人（10万人（2010年比較））に、2060年に人口は25.1万人（20万人（同））になる見込みです。

自然増減（出生者数－死亡者数）



社会増減（転入者数－転出者数）



地区別の人口の推移をみると、武庫、園田地区は死亡者数よりも出生者数が多いため自然増となっていますが、中央、小田、大庄地区では出生数が少なく自然減が続いています。立花地区でも平成 23 年以降、自然減が続いています。中央、小田地区のみトータルで社会増となっています。立花地区は平成 21 年のみ社会増、園田地区は平成 20、21 年は社会増となっていますが、その後一貫して社会減となっています。武庫は一貫して社会減となっています。

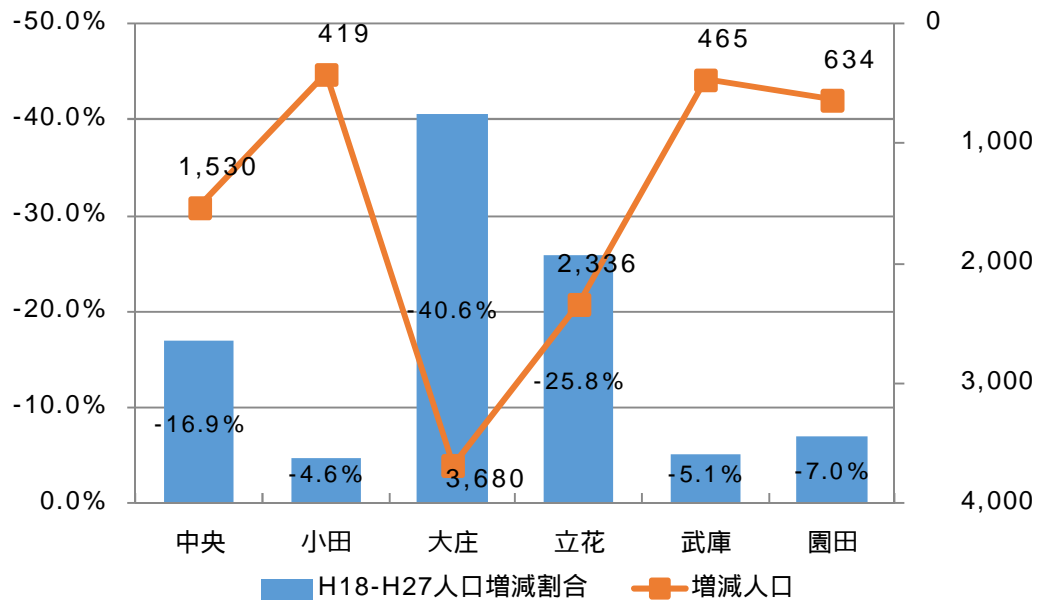
平成 18 年から平成 27 年の 10 年間の人口減少数を地区別でみると、全ての地区で人口減少が進んでおり、その減少数の約 8 割は中央、大庄、立花地区で占められています。特に、大庄地区が突出して人口減少が進んでいることがわかります。

各地区別でみると、尼崎市の人口減少は、主に中央、大庄、立花地区で進んでいることがわかりますが、小田地区は大規模開発が一段落しており、今後は社会増が見込まれず人口減少に転じること、また、武庫、園田地区は自然増が減少していることから、人口減少の進行が見込まれます。このように、どの地区も人口は微減傾向にあります。大庄地区など地区によっては急激な人口減少の幅が大きくなっています。

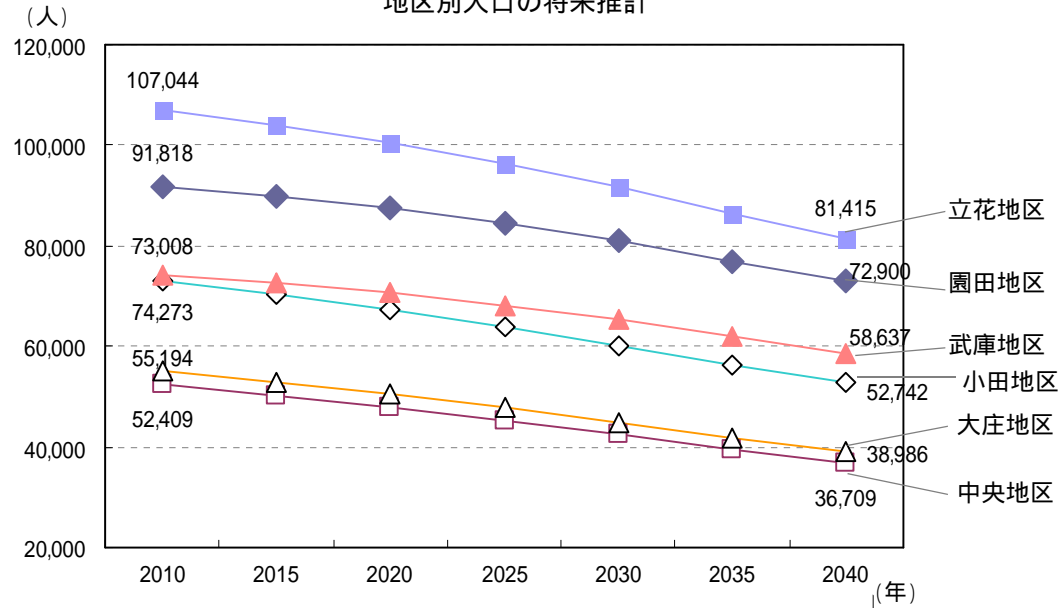
地区別の自然・社会増減数の推移



平成 18 年～平成 27 年の 10 年間の地区別人口動態



地区別人口の将来推計

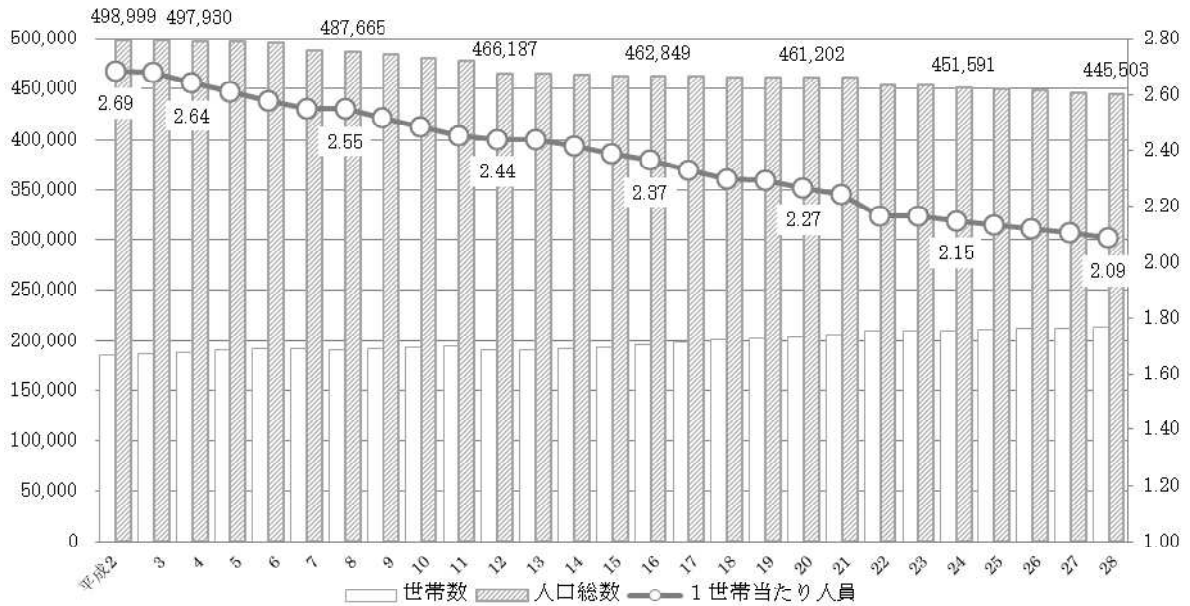


資料作成：政策課
 総務省「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」をもとに推計

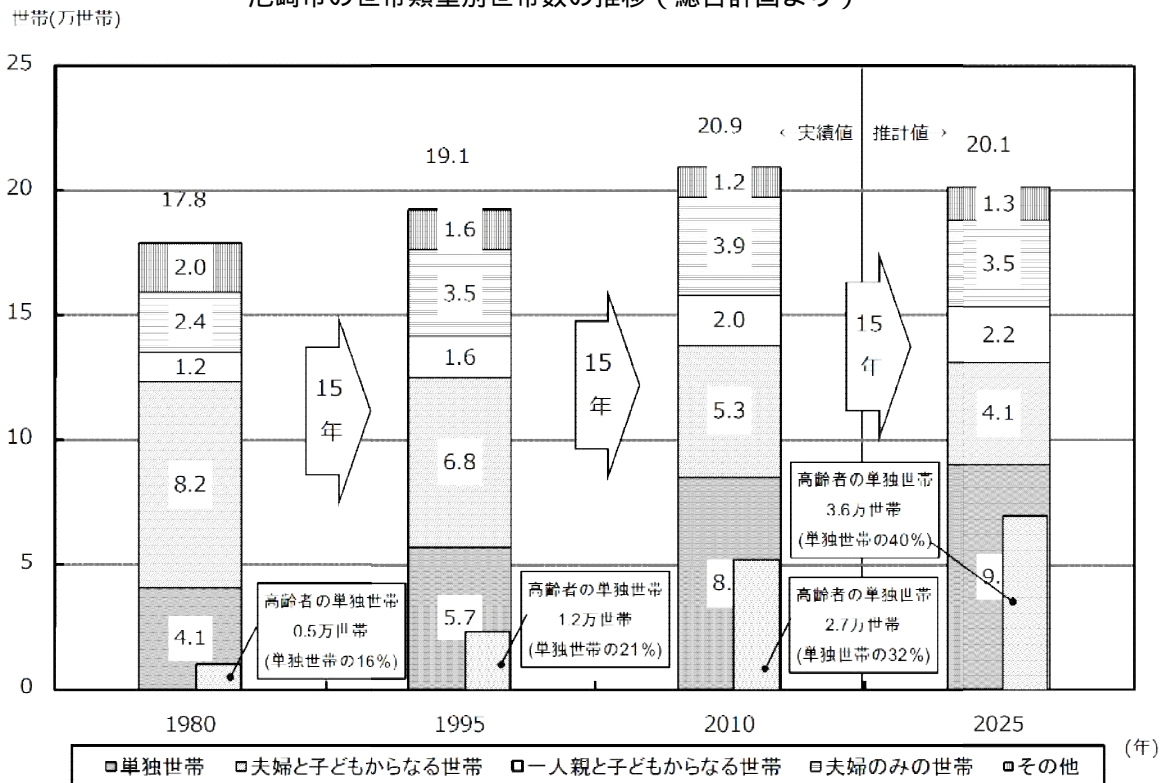
(2) 世帯構成の推移 (単身世帯の増加)

本市の人口総数は減少傾向にある一方で、世帯数は増加しています。その結果、1世帯あたりの人員は減少しています。総合計画策定時に行った推計では、今後単独世帯の数は増加し、ひとり親家庭の増加や、65歳以上の高齢者の単独世帯が増えるものと見込まれています。子育て支援や加齢に伴い病気や要介護などのリスクの高まりが課題となっています。

人口・世帯数の動向



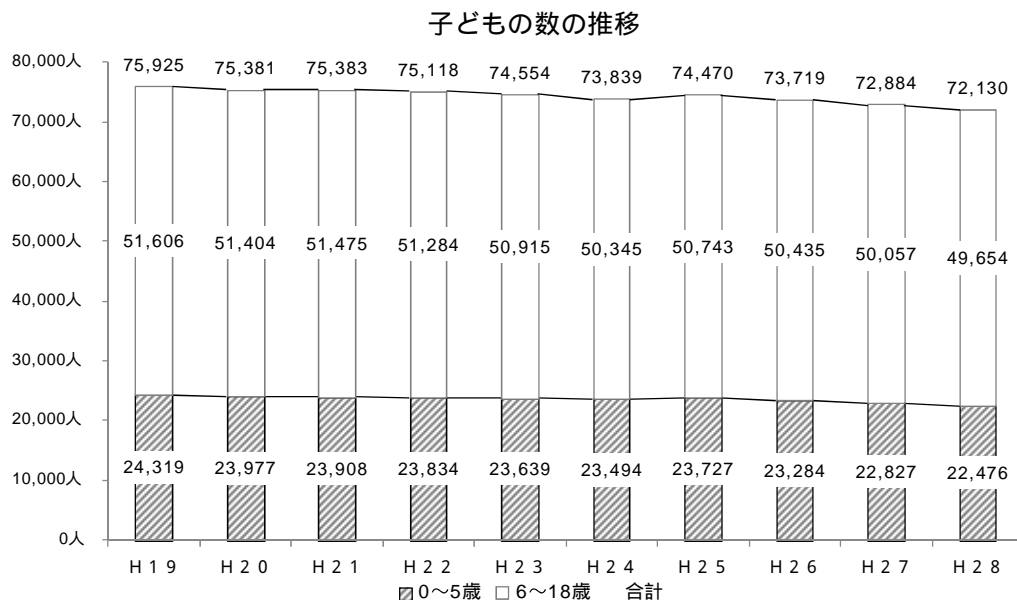
尼崎市の世帯類型別世帯数の推移 (総合計画より)



(資料) 尼崎市「尼崎市総合計画 人咲きまち咲きあまがさき 2013-2022」

(3) 子どもを取り巻く状況

子どもの人口を就学前(0～5歳)と就学後(6～18歳)に区分してその推移をみると、就学前人口、就学後人口とも微減にあります。地区別の人口からみても、地区によっては子どもの数に偏りがあると考えられます。

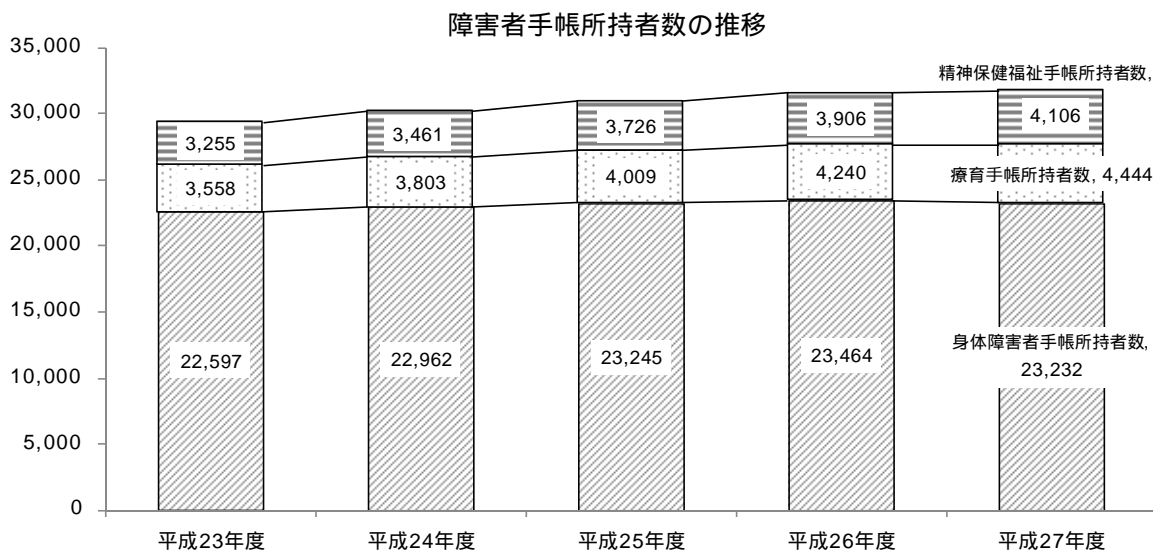


(4) 障がい者、難病患者等の状況

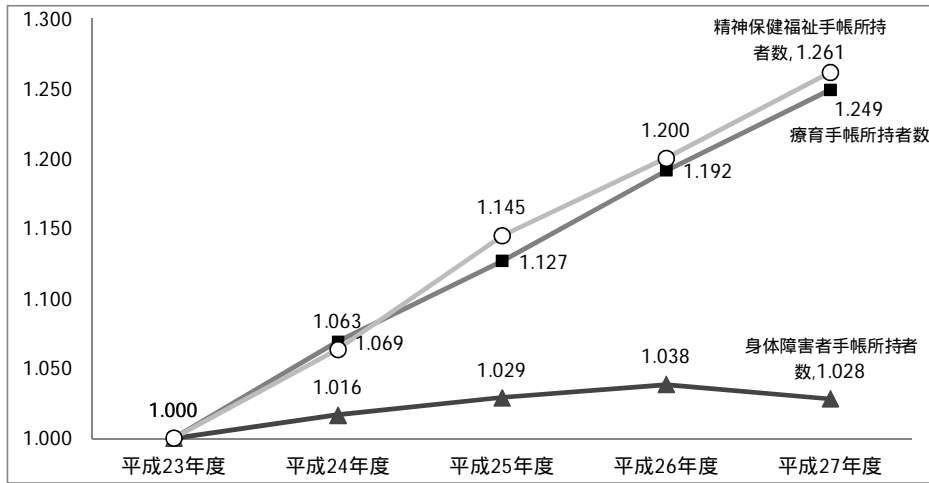
本市における障害者手帳を所持している人の数は毎年増加しており、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

また、平成23年度と比べ、平成27年度は精神保健福祉手帳所持者数は約1.26倍、療育手帳所持者数は約1.25倍となっています。

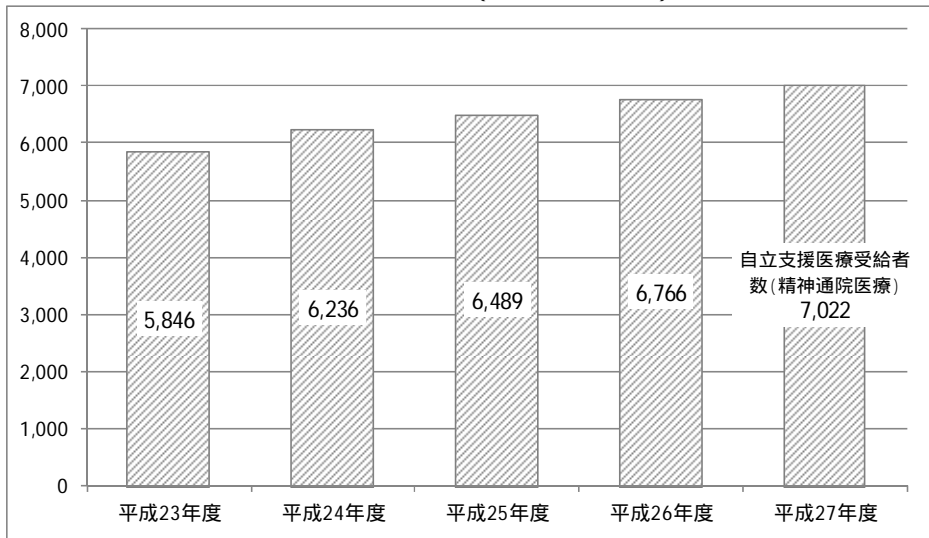
精神障害者保健福祉手帳と同様に、自立支援医療受給者数（精神通院医療）は増加傾向にあり、難病患者数も増加傾向にあります。



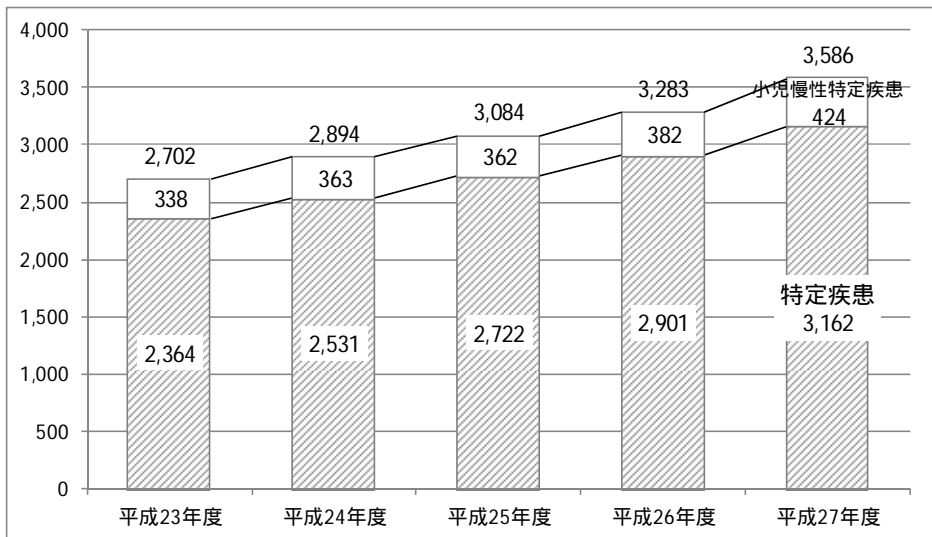
平成 23 年度からの障害者手帳所持者の増加率



自立支援医療受給者数（精神通院医療）の推移



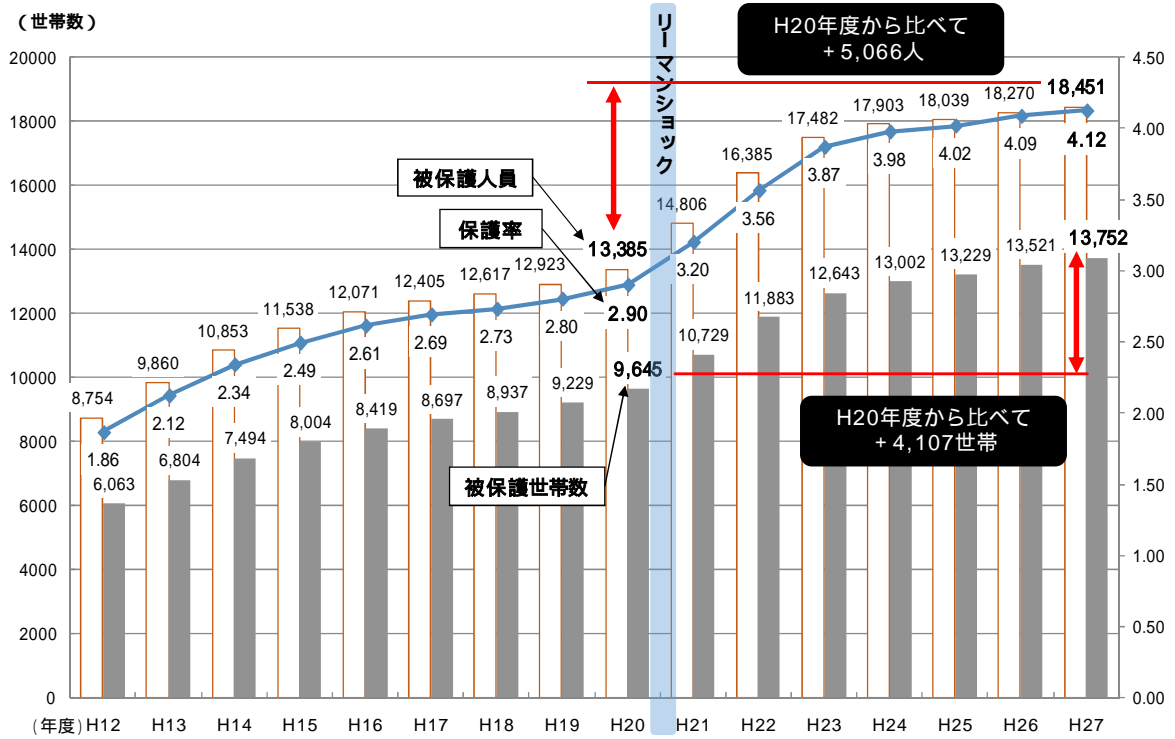
難病患者数の推移



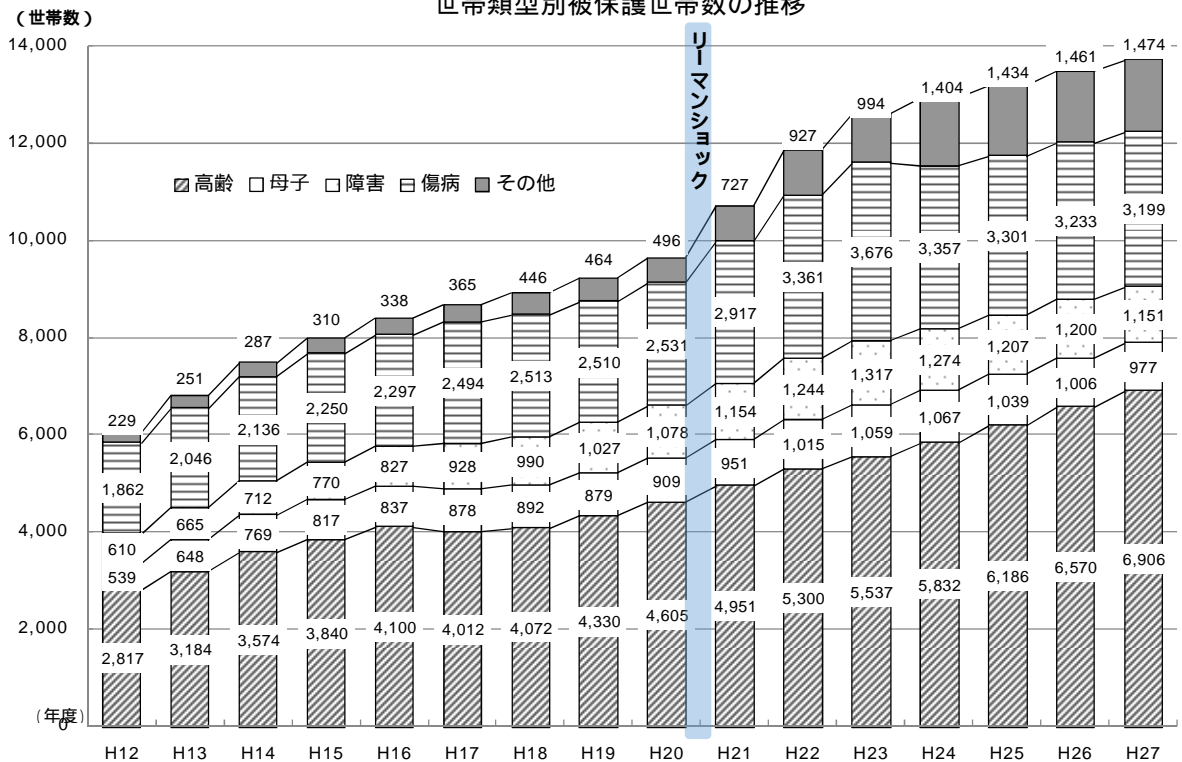
(5) 生活保護の推移

被保護世帯数等は平成 20 年 10 月ごろのリーマンショックに端を発する世界金融危機以降急増し、平成 27 年度は高止まりのまま、65 歳以上の高齢者世帯を中心に被保護世帯数は緩やかに増加し続けており、保護率は兵庫県下で一番高い状況にあります。

被保護世帯数等の推移



世帯類型別被保護世帯数の推移

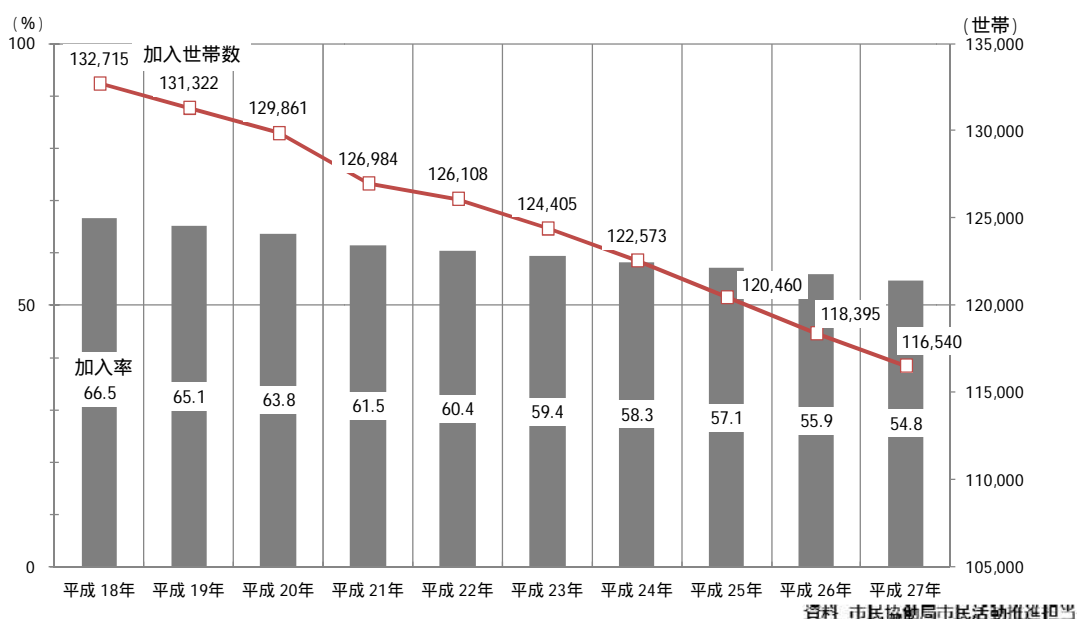


(6) 地域の各種団体数の推移

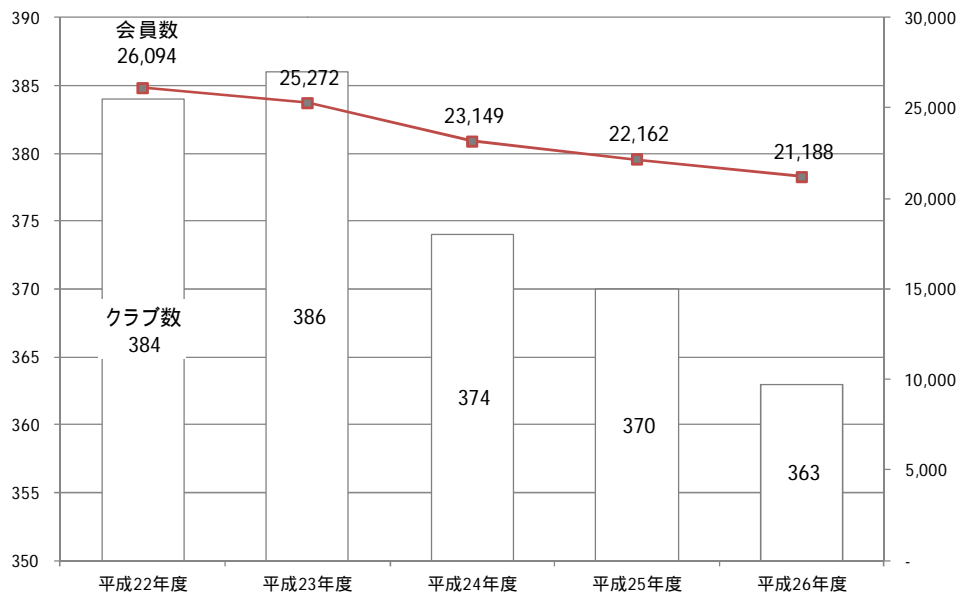
地域の団体の多くを構成組織としている最大の団体である尼崎市社会福祉協議会（自治会・町会）の加入率は、平成18年は66.5%であったものが、平成27年は54.8%になり、加入世帯数も減少傾向が続いています。また、高齢者人口は増加しているものの、老人クラブ数及びその会員数は減少傾向にあります。

一方で、尼崎市内に主たる事業所のある特定非営利活動法人の数は、毎年増加傾向にあるほか、子育てサークル等の子どもに関する地域活動グループは少子化が進む中でも、緩やかに伸び続けています。

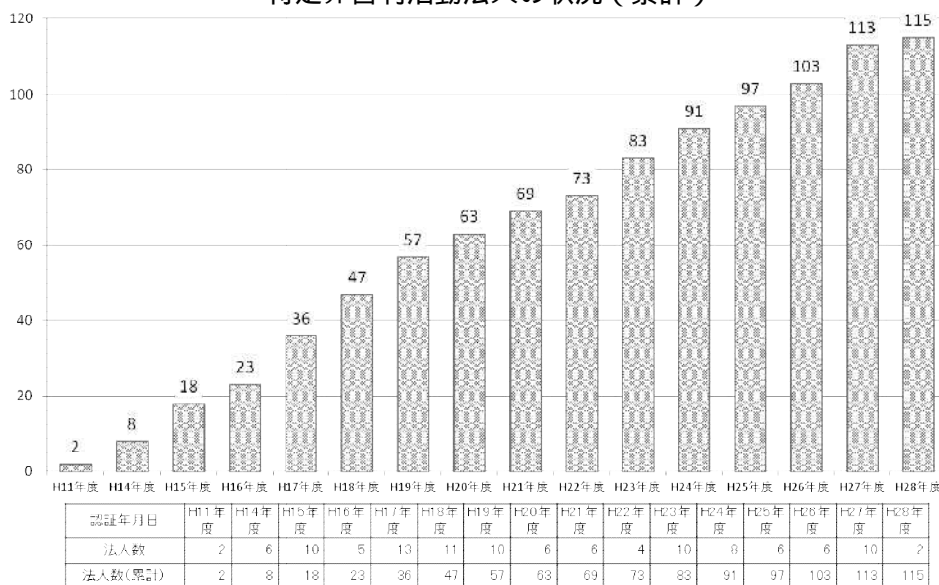
尼崎市社会福祉協議会（自治会・町会）の状況
（加入率と加入世帯数の推移）



老人クラブの加入状況（各年度末）

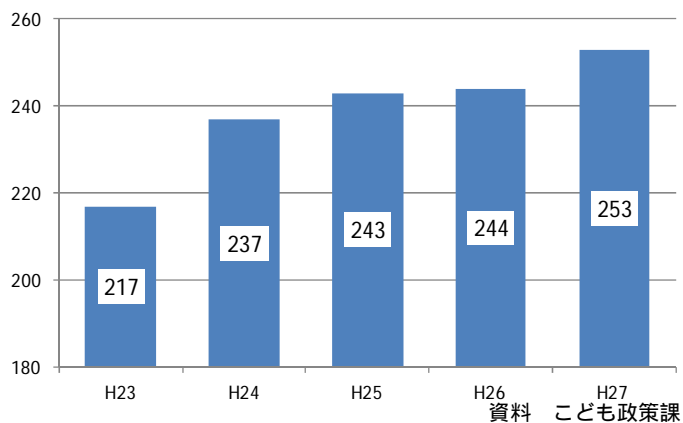


特定非営利活動法人の状況（累計）



県民ボランティア活動の広場「ひょうごNPO法人情報公開サイト」より

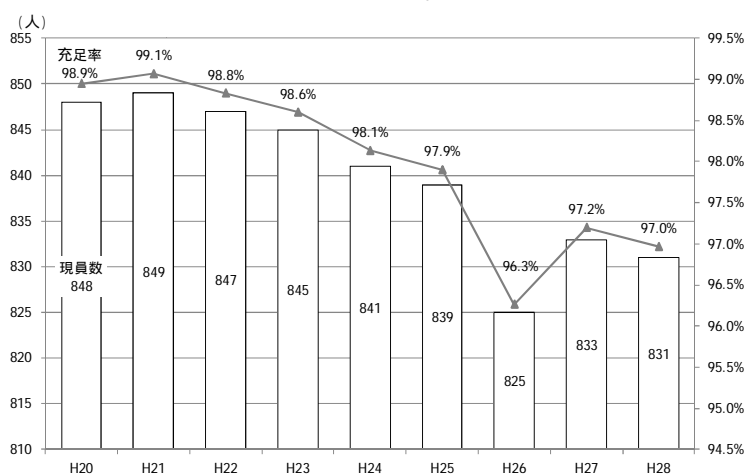
子どもに関する地域活動グループ数の推移



(7) 民生児童委員の状況（各年4月1日現在）

身近な相談窓口として地域福祉の重要な役割を担う民生児童委員数は平成20年に定数857人となって以降、年々担い手が見つからないことを理由に欠員が増えて続けています。

民生児童委員活動への理解をすすめるとともに、民事児童委員の負担感を減らし、活動しやすい体制づくり等が必要とされています。



3 市民等の意識

第2期計画の取り組みにより、市民等が抱える生活・福祉課題と地域福祉の取り組みの実態を把握するために「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査を実施し、市民等の意識について整理しました。

(調査方法) 郵送による発送・回収

(調査対象者) 市民 住民基本台帳に記載されている市内在住の満20歳以上の市民の中から、2,000人を無作為に抽出。

民生児童委員 民生児童委員831名を対象とした。

福祉事業者 NPOを含む市内福祉事業者の中から200事業者を抽出した。

(調査実施時期) 発送日：平成28年5月27日(金)

投函締切日：平成28年6月17日(金) 6月22日着分までを集計対象

(回収状況)

	発送数	返送数	有効 発送数	回収数	有効 回収率	(平成21調査)
市民	2,000	34	1,966	840	42.7%	39.8%(786/1976)
民生児童委員	831	2	829	641	77.3%	72.1%(611/848)
福祉事業者	200	1	199	125	62.8%	64.8%(127/196)
合計	3,031	37	2,994	1,606	53.6%	50.5%(1524/3020)

(1) 地域との関わりの状況

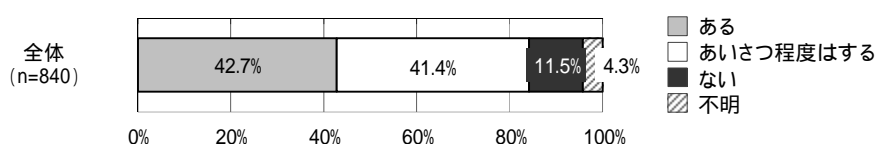
地域の人との交流が「ある」と答えた方は4割強となっていますが、年齢層が低くなるほど地域住民との交流は「ない」と答えた方は多くなっています。

また、家族構成別で見ると、「ひとり暮らし以外」の世帯よりも「ひとり暮らし」の方のほうが地域の人との交流が「ない」と答える割合が高くなっています。居住年数も長いほうが交流があると答える割合が高く、相関関係が見られます。

なお、平成21年の調査結果の「ほとんどあいさつしない」割合と聴取項目は異なりますが、今回の「ない」の割合を比較すると、関わりが低い割合が増えています。

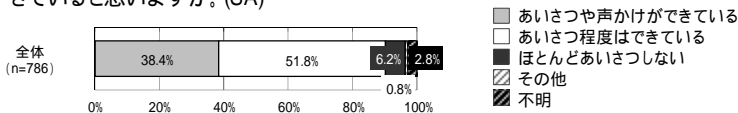
若い世代やひとり暮らし世帯を中心に、身近な地域の人との交流が希薄になっている状況があり、今後も単身世帯の増加に伴い希薄化が進むことが懸念されます。

市民の身近な地域の人との交流状況

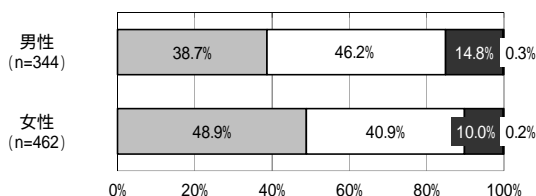


<参考：平成21年調査（前回）>

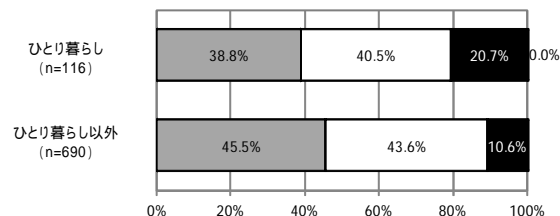
問7. あなたは日頃近所の人などにあいさつや声かけができていますか。(SA)



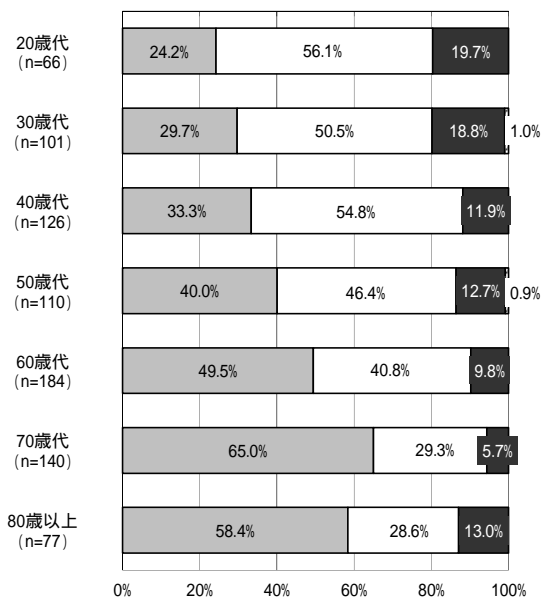
<性別>



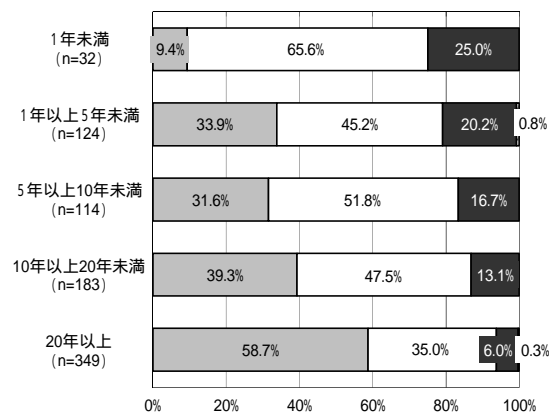
<家族構成別>



<年齢別>



<居住年数別>



(2) 地域の支え合い活動に関する意識

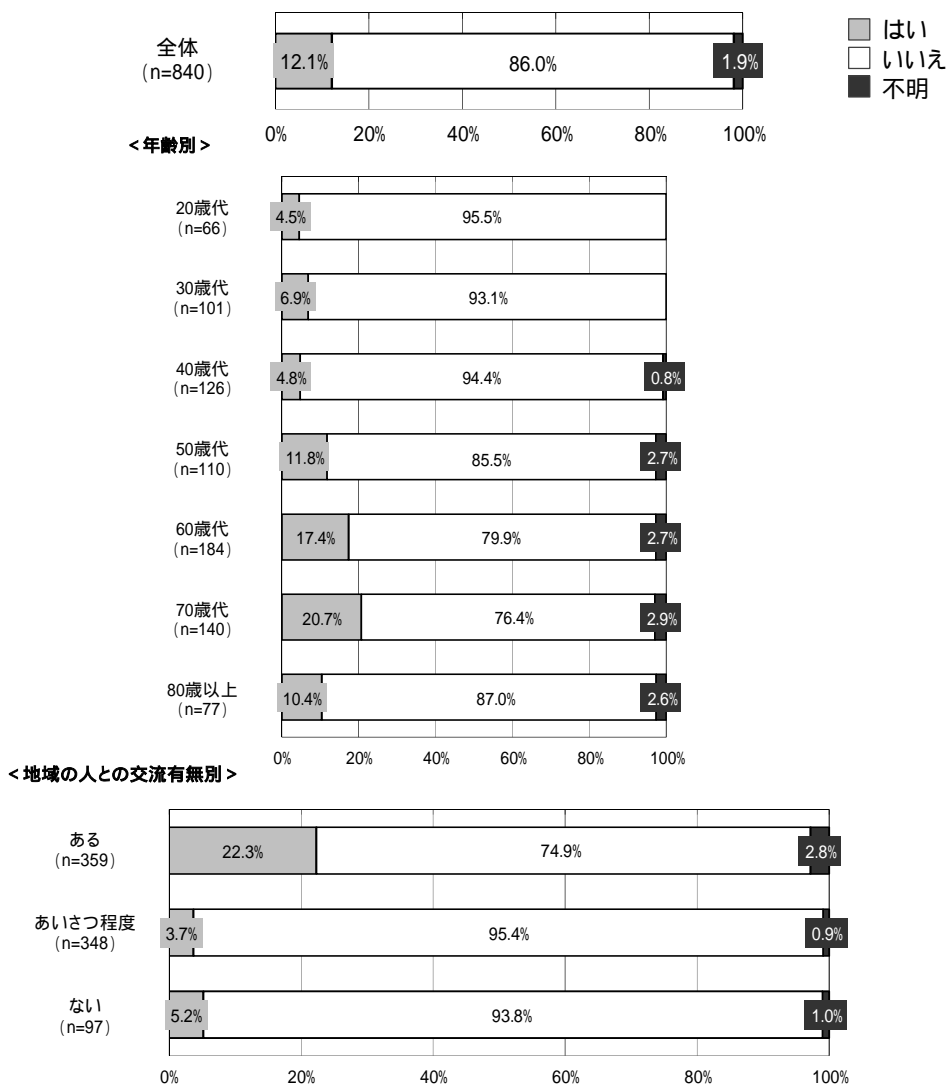
ボランティア活動など地域の支え合い活動（職場、学校等で取り組んでいる地域でのボランティア活動を含む。以下「支え合い活動」という。）には、参加していると回答した方が約1割います。年齢層別では60～70歳代での参加率が約2割と平均より高くなっていますが、40歳代以下は平均の参加率を下回っています。

支え合い活動に参加している市民が、活動の中で感じている困り事は「活動メンバーが固定化し、新しい人がはいつてこない（高齢化している）」が最も多く、次に「活動メンバーが不足している」となっています。

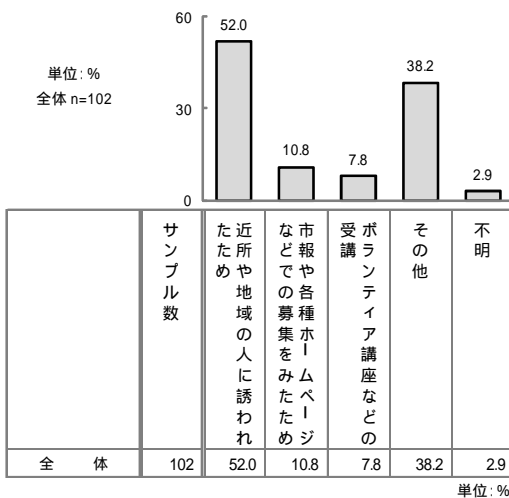
支え合い活動に参加していない理由としては「仕事や家事などで時間に余裕がないため」が最も高いものの、次に「参加するきっかけがないため」「ボランティア活動などの情報を知らないため」が順に続いています。この傾向は、若い働いている世代ほど高くなる傾向があります。

一方で、交流のある人ほど地域の支え合い活動に参加していることや、若い世代の中には「参加するきっかけがないため」「ボランティア活動などの情報を知らないため」に支え合い活動に参加していない層が一定数見られることから、若い世代に対しては、情報発信と交流等を通じ地域への関心や活動への参加のきっかけを作ることが重要だと考えられます。

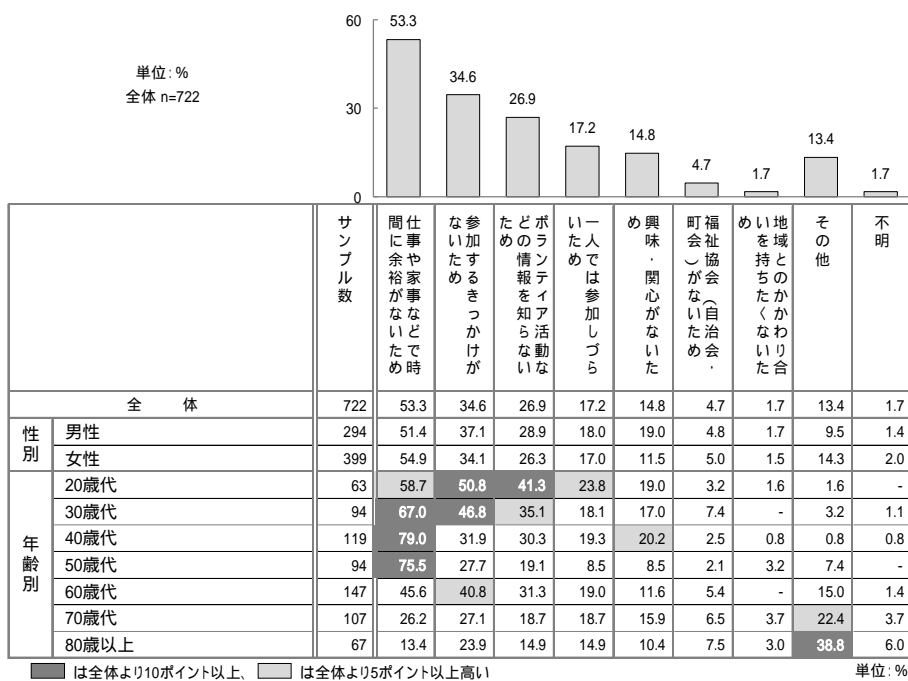
市民のボランティア活動など地域の支え合い活動への参加状況
職場、学校等で取り組んでいる地域でのボランティア活動を含む



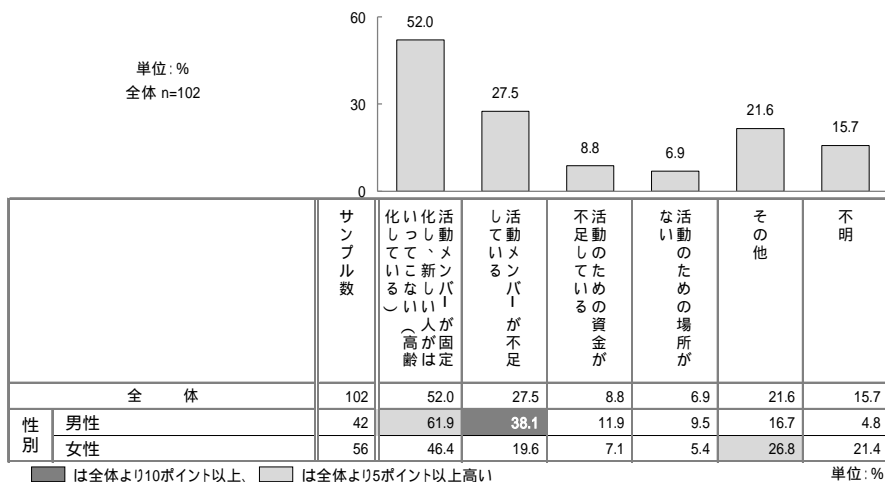
市民がボランティア活動など地域の支え合い活動に参加したきっかけ



市民がボランティア活動など地域の支え合い活動に参加していない理由



ボランティア活動をする中での困りごと



市民の興味や関心のある地域の支え合い活動は、「高齢者、障がい者、子ども等の見守り活動」が最も高く、以下「ふれあい喫茶など地域の高齢者の方などが集まる交流活動」「支援を必要とする方へのゴミ出しや買い物などの日常的な支援」「一時預かりなどの子育てに関する支援」の順に続いています。

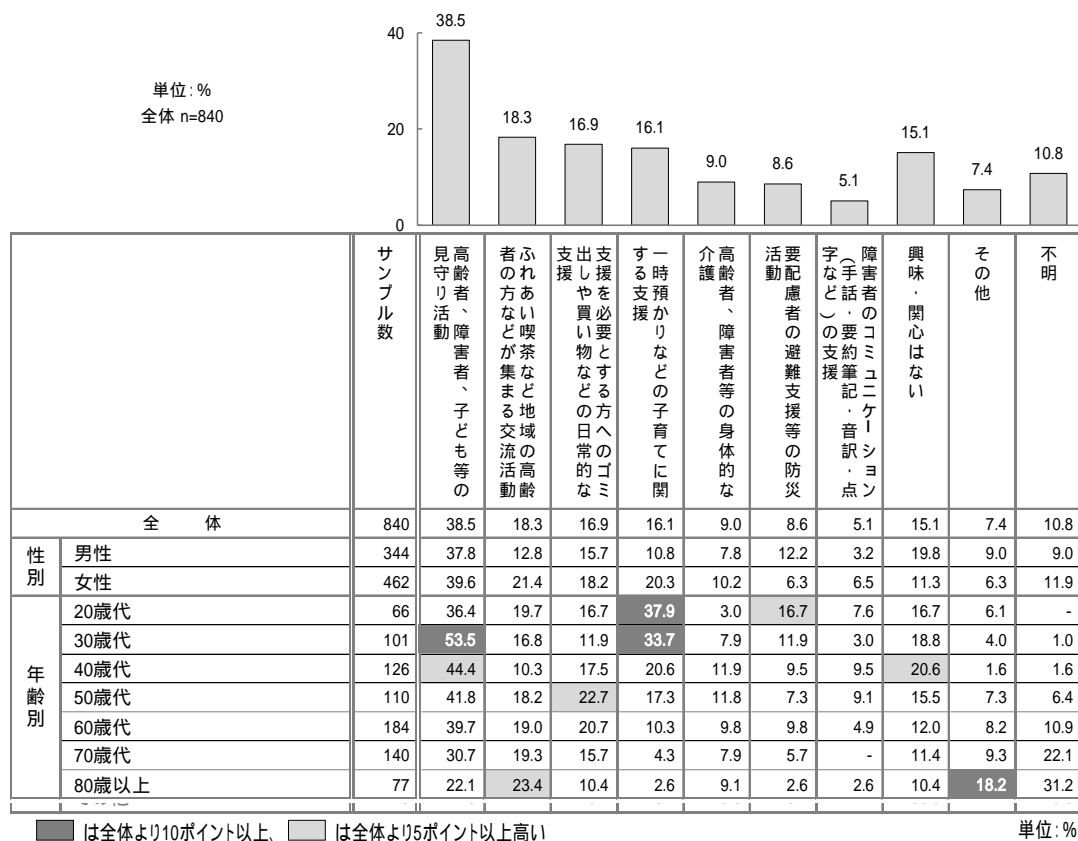
ボランティア活動への参加に必要だと思う条件や仕組みについては、「自分の時間の都合に合わせて活動できること」が最も高く、以下「自分の体力に合わせて活動できること」、「自分の住む地域で活動できること」の順に続いています。

年代別でみると20～30歳代では「友達や家族と一緒に活動できること」、40～50歳代では「自分の時間の都合に合わせて活動できること」が高くなっており、60歳代以上では「自分の体力に合わせて活動できること」が高くなっています。

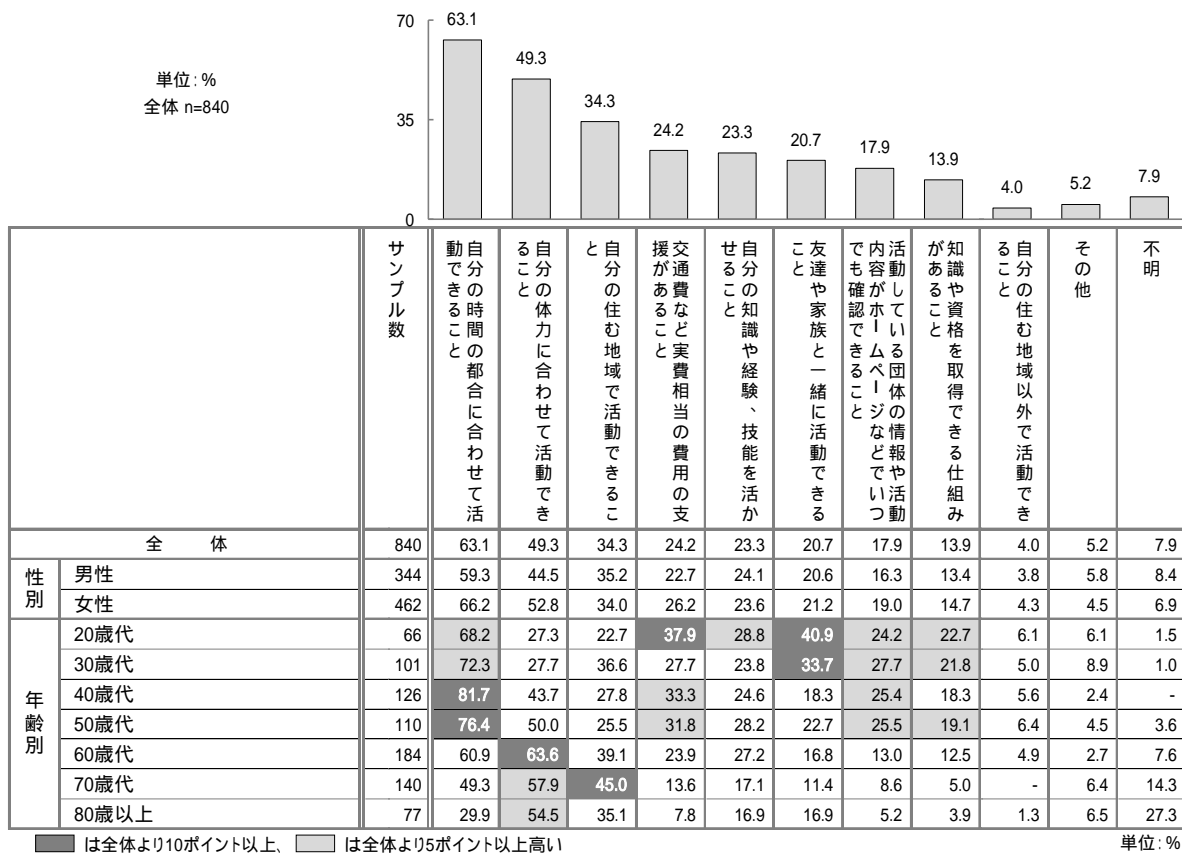
市民が活動しやすい範囲は「福祉協会（自治会・町会）の区域」が45.7%で最も多く、次いで「小学校の区域」が22.0%となっていますが、年齢別にみると若年層ほど「小学校の区域」の割合が高く20歳代で45.5%、80歳以上で5.2%となっています。

こうした結果から、市民の中には身近な地域において気軽に参加できる見守り活動を中心として活動に対する参加意向はあるものの、それを具体的な行動に結びつける「きっかけ」がないことで参加に至らない状況があると考えられます。

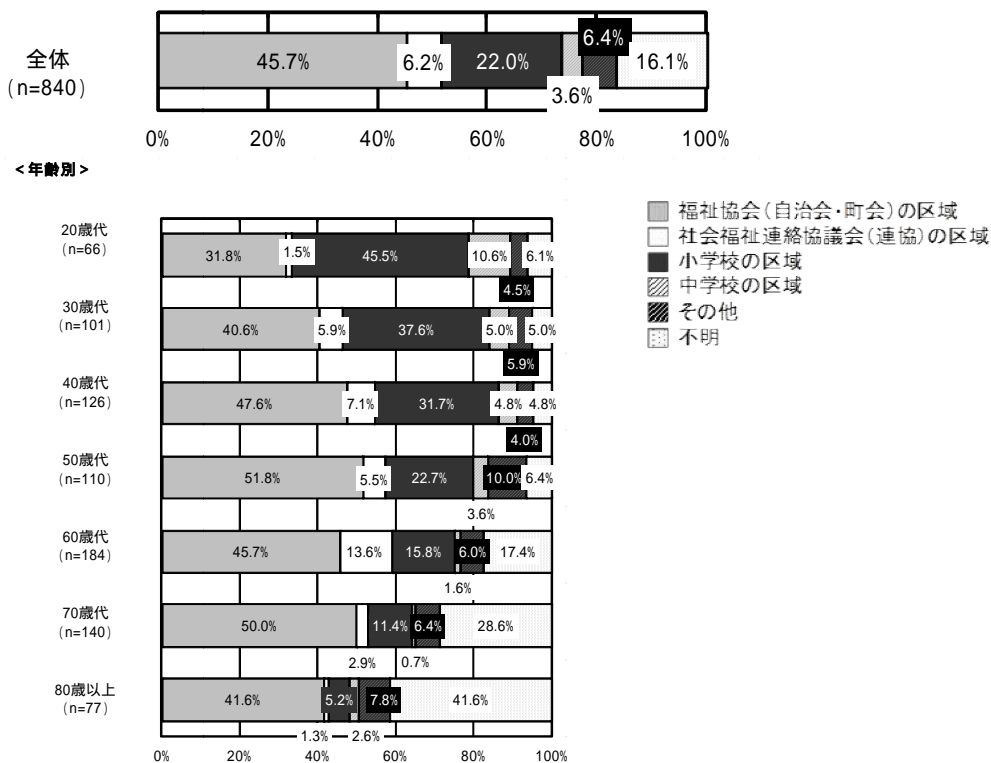
市民が興味や関心のあるボランティア活動など地域の支え合い活動



地域の支え合い活動に参加するための条件や仕組み



高齢者や障がい者等の見守り・支えあい活動がしやすい範囲



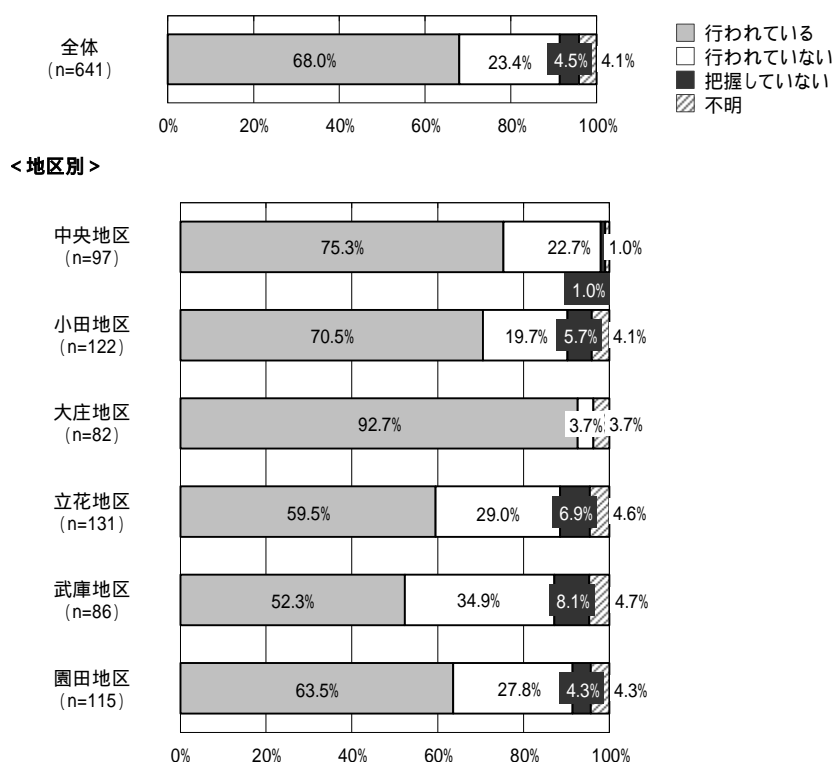
ボランティア活動など地域の支え合い活動の現状と課題

民生児童委員の67%が担当地区で地域福祉活動（ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や、高齢者等の見守り活動など）が「行われている」と回答しており、「行われていない」は23.4%、「把握していない」は4.5%となっています。

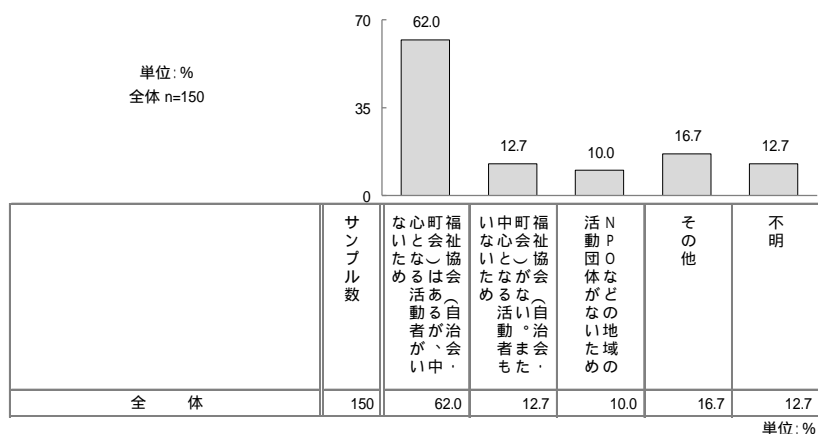
地区別にみると、大庄地区で「行われている」と回答する民生児童委員が92.7%と非常に高い一方で、武庫地区では52.3%と低くなっており、地区によって差が見られます。

民生児童委員が地域福祉活動が行われていないと理由と考えているのは、「福祉協会(自治会・町会)はあるが、中心となる活動者がいないため」が62.0%で圧倒的に高くなっています。

民生児童委員担当区域における地域福祉活動（ふれあい喫茶や老人給食、子育てサロンなどの集いの場や、高齢者等の見守り活動など）の実施状況



民生児童委員担当区域で地域福祉活動が行われていない理由



地域の支え合い活動を充実させるための取り組みに関する民生児童委員の自由意見

1. 関係団体等との協力

(37件)

内容	年代
自治会・町会との協力	
・ 町会、民生委員が協力し合えるような（見守り安心委員会等）会合を月1回程度は行うこと	70歳代
・ 障害者、高齢者への対応等、民生委員だけの肩にのしかかっていることが多い。個人情報の問題もあると思うが、自治会会長はじめ役員、連協役員等も含めて地域の方々にかかわっていく、ある程度の情報もお知らせしながら関わっていく必要がある	50歳代
・ 地域内の自治会並び役員等に情報をいただき共に話し合い、1人暮らし高齢者並び児童見守り活動等に取り組みをさらに強化していきたい	60歳代
・ 町会との連携が必要だと考えます。まだまだ町会に加入しない方もいますので、町会に加入するよう市も働き掛けていただきたいと思えます。やっぱり地域活動の中でこそ、支え合い、避難支援等生まれてくると思えます	60歳代
・ 福祉協会・民生委員、民生協力委員と協力し、連協単位で支え合い活動をしたら良いと思えます	70歳代
行政との協力	
・ 相談をしたときに市の職員が適切な対応や指導ができるよう、市の職員の向上が重要です	50歳代
・ 民生委員が悩んだときに気軽に相談できるサポート機関	60歳代
地域住民との協力	
・ 近隣の方とも常日頃から話しを聞ける関係をつくっておく事。ネットワークが必要であると確信する事例が多くありました	60歳代
その他	
・ P T Aの方が、もう少し協力して自分達の子どもの為に朝等、協力していただければいいなと思えます	70歳代
・ 地域の多様なメンバーがいつでも協力し合える状況を作っておく事が大事	70歳代

2. つながりづくり

(118件)

内容	年代
声かけ(あいさつを含む)による顔の見える関係づくり	
・ あいさつ運動(見守りetc)。声掛け、おしゃべり茶話会。ミニサークルでお世話係をたくさん作る(人のお世話は自らを育てる)。少しのお仕事が生きる希望となる。初めの一歩を出す勇気と背中を押してあげる人との出会い	60歳代
・ 隣近所つながりが大事。地域の中で連絡を取り合う(民生委員、連協、見守り委員)	70歳代
・ 地域活動は中心者の強いリーダーシップが必要。ボランティア活動に理解出来る人を選出できれば核となり、広がりが出来る。人の広がりの中で問題解決が達成できるのでは。地域の拠点、中心者、会話の為の費用、目的のあるところに集まれば楽しく会話も進む	70歳代
・ 私は地域の老人会での地域百歳体操に参加させて頂いてますが地域の人々の係わりをもって信頼関係を作らないと色々な話を聞かせてもらえない。その中で問題があれば色々な所に相談ができる。障害(知的)児・者、理解するためにも勉強の場を考えてほしい	50歳代
・ 地域の人たちとより多く顔見知りになり、あいさつ程度でよいから交流をはかるよう心掛けています。行事があれば進んで参加するように努めている(会話の中に何か参考に出来る事があると思っている)	60歳代
・ 地域で老若男女を問わず声かけ挨拶をする事。地域での行事等に参加しやすい仕組みを作る	60歳代
・ 若い人達と一緒に活動をすることができればよいと思えます	70歳代
・ 近隣のコミュニケーションがまず必要だと思う。町会員の加入率をあげるため町会も努力していると思うが「市報」でももっとPRできると良い	60歳代
住民同士の交流の機会、場づくり	
・ 自治会、子ども会、老人会等組織や団体を利用して全員が参加できる行事やイベントを通じて老若男女が楽しく生活できる地域を目指すようにする	60歳代
・ 独居の方が引きこもりにならないように、ふれあい喫茶やイス体操、また婦人会主催の映画会などを行っています。自主的に来られる方は少なく、誘い出し連れ出しが必要だと思えます	60歳代
・ 1対1でなく、少人数でつどい話し合いをする事で心は開いていくと思われる。目的を持って活動の柱を立て参加する。自由に動ける場の設定。飲食ができる場。気兼ねなしに使える施設が欲しい	70歳代
・ 知識を得るための研修の機会は最近増えてきたように思う。しかし、身近な問題点を話し合える場が少ない	70歳代
・ 地域のコミュニティをもっと活用できたらと思うが、集会所等使用料が高いと使いづらい。援助等があればやりやすい	70歳代
・ 公民館や社協の会館など安価でいろいろな教室などができるようになると良い。趣味や発表の場所がなくなっているように思えます。子どもや老人等公園のベンチでおしゃべりをしたり遊んだりするところもだんだん少なくなっているように思えます。人の集える場所をなくさないで欲しい	60歳代
見守り活動	
・ 老人と小学生の見守りは必要だと思うので、役割を与えて欲しい。特定の人に任せるのではなく、持回りで担当してもらえばよいと思う	60歳代
・ 見守り活動で思うに、お当番から始めても意識を共有することで、町会全体としての認識となり一歩前進した	60歳代
・ 高齢者等の多くの方が見守り事業に登録され見守り協力者が増えることで高齢者、障害者等に対する理解と関心を持つことができると思う	60歳代
その他	
・ 地域ぐるみで長い活動をつづける為にもいろんな団体を巻き込んで課題を共有することが大事だと思います	60歳代
・ 若い者の考えるボランティアを年配の方は受け入れて指導や指示ばかりするのではなく支え合う活動をしようとする者同志の取り組み方を考える取り組みをしてほしい	50歳代

3. 情報

(47 件)

内容	年代
情報の把握	
・ 民生委員と地区の委員も務めていますが大い範囲の為各組長、班長さんに高齢者の方々の状態を知らせてほしいと願っていますが、協力的ではありません	60歳代
・ 民生委員になって感じたことは地域の中でいかに自分が知らない人がいたかということです。住んでいる近くの方はだいたいわかるものです。そこで回覧板を回したりある程度近所の人（担当地域をいくつかに分ける）を協力員に選び、普段生活している上での気付きなどを民生委員に知らせて頂き、民生委員が情報を元に活動するシステムで広く目を届かせたいと考えています。今は気になる人や目立つ方中心の活動です。狭いようで広い町内だと感じています。表面のことしかわかりません。元気なお年寄り是不自由なお年寄りの世話をして認知を防ぎ社会の一員として生きがいを持つという生活が理想に思えます	50歳代
・ 町会に入られている方は名前がわかりますが、そうでない方は全然わかりません。地区全体のリストがあればと思います	50歳代
・ 個人情報の壁が大きいために活動が制約されてしまう。本来は関わる人たちが同じ情報を共有することが大切	50歳代
情報共有	
・ 町内会の各委員の協力で気になっている人の情報を共有できる取り組み	70歳代
・ 自治会や見守り委員と民生児童委員、地域包括支援センターの職員の方との協議が必要	60歳代
・ それぞれの立場の方が地域の全活動、会議、事業にオブザーバーとして参加できること	60歳代
・ 行政(市)と地域(町会)、民生委員が連携して要支援者情報の共有化を図り時期に応じた支援を行うネットワーク作りが必要である。市内各町会(福祉協会)により福祉に対する意識の差がある。町会の福祉活動参加を促す必要がある(行政の指導)	70歳代
・ 情報が欲しい。民生委員同士の交流はあると思いますが、今までの経験や困った時のことの対応などの話を聞かせてほしい	60歳代
・ 常に民生委員同志が互いに話し合う機会を作る事。新しい知識が広まる	70歳代
・ 民生委員の横のつながりは必要です。身近な、たとえ小さくても問題があるときは情報を共有する事で大きくなることを防げる。自分の住んでいる町を良くしたい思いは同じだと思うが、話し合いの場所がないのが問題だと思っている	70歳代
・ 地域(町内会)の方々に高齢者、障害者の方の情報を共有していきたい。緊急の場合に備えて自助、共助の連携を密にしたい	60歳代
情報発信(提供を含む)	
・ 取り組んでいる活動を全地域に紹介をし、具体的に長所・短所を教えてください	60歳代
・ 活動に取り組まれている地域では行政や町会からの情報発信(掲示板や回覧板の活用)を積極的に行うこと。取り組みに関心を持ち、将来的に支え合う活動に	50歳代

4. その他

(61 件)

内容	年代
自治会・町会について	
・ 町会(福祉協会)に多くの方が加入し、近隣の助け合いが大事と思うが、町会に加入しても何もメリットがない為、なかなか加入しない。又、脱会者が出るなど地域活動もままならない状況であり、難しい	70歳代
・ 自治会等が中心になってもっと地域を活性化させる必要がある。子ども会もない、町会も機能していないとなるとそれぞれお互い顔見知りもないというような中では地域の支え合い活動は無理があるように思われます	50歳代
・ 町会があっても入らない人が多く、またやめていかれる方もいる。町会に入っておられる方が家族の人の存在が町会の方に聞けばわかるので出来るだけ町会に入って欲しい	60歳代
福祉教育	
・ ボランティア活動に参加される方は、今現在老人ばかりで、若い方の参加がほとんどありません。社会全体で若い方の参加を促すように仕向ける。学校教育の必要性があると思います。災害等は新聞・テレビの報道がありますが、地域でする活動にもっと目を向けて欲しいと思います	60歳代
・ 地域中での一人ひとりの支え合いが大切だという考えが根づくことが大切だと思います	60歳代
・ 福祉協会の幹部の育成。地域のボランティア活動の人材の確保	70歳代
担い手の確保	
・ 気軽に参加できる小集団活動(事例発表研究会)	60歳代
・ 支える側も高齢化している為もっと若い世代の協力が必要だと思う	50歳代
・ 女性は出席多いが男性はとて少ないので何か良い方法はないのか	70歳代
・ まず民生委員をどう確保するのが問題。若い人材の確保ができるような施策や年齢制限の再考が必要(高齢でも活動できる)	70歳代
・ 福祉協会に入会していない方が多くなってきています。活動をするにも人の数が減ってきて活動をされている人の負担が大きくなってきています。少しでもたくさんの方が地域に関心をもってほしいのですが難しく高齢者が多く活動がしにくいと感じます	60歳代
その他	
・ 毎年65歳以上の方が増えていると思います。災害時の支援についてはもう少し細やかに対応できるようにマニュアル化が必要だと思っています	60歳代
・ 民生委員の担当地区の配分を考え直す必要があるのでは。1人で広域を担当するケースもあり、又、地域の人々の変化に対応すべきである	70歳代
・ 見守り活動をしていて訪問先でどこかの訪問販売と間違えられたり、名札もして名乗っても用心されたりするのが悲しい	60歳代

(3) 悩み・不安の状況について

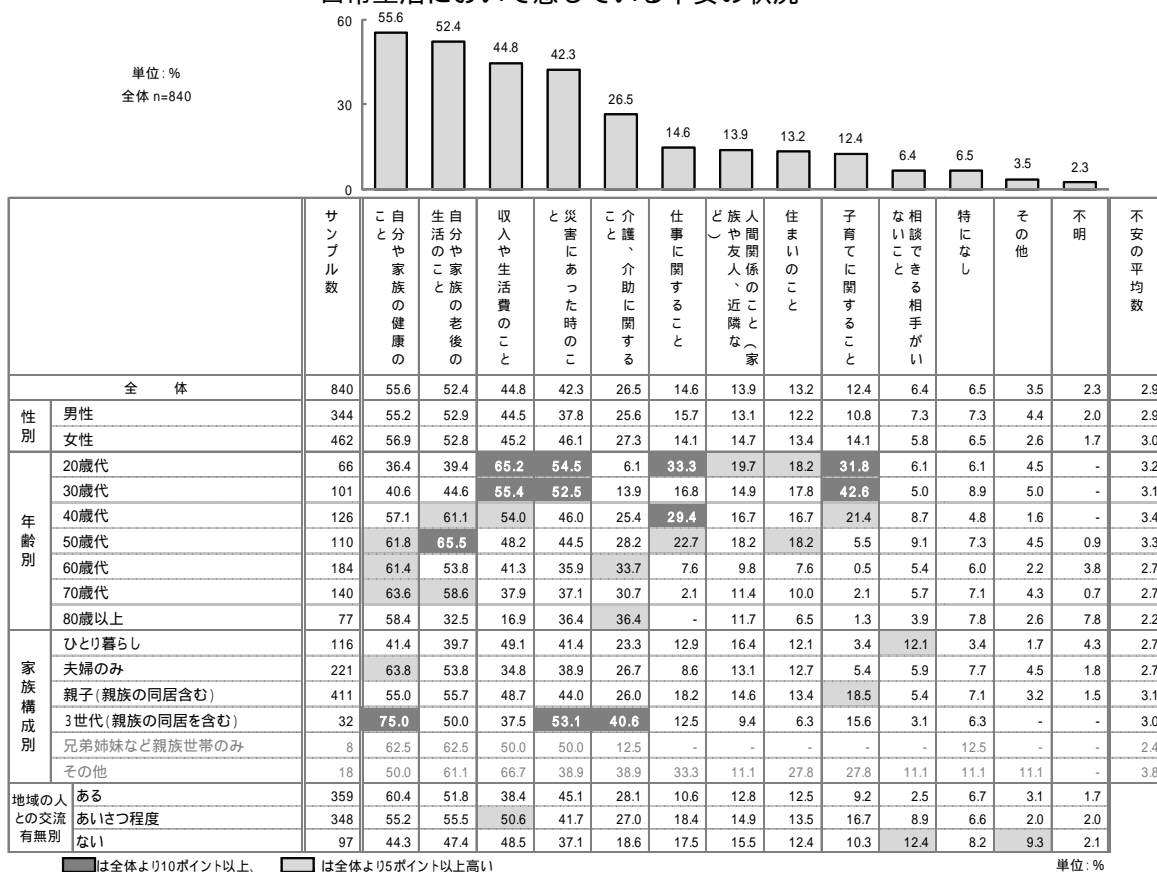
市民が日常生活において感じている不安は「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後の生活のこと」「収入や生活費のこと」「災害にあった時のこと」の順に高い結果となっています。

年齢別にみると、50～70歳代では「自分や家族の健康のこと」、20～30歳代では「収入や生活費のこと」「災害にあった時のこと」「子育てに関すること」、40～50歳代では「自分や家族の健康のこと」「自分や家族の老後の生活のこと」のほか、「仕事に関すること」も高くなり、世代によって抱えている不安の状況が異なります。

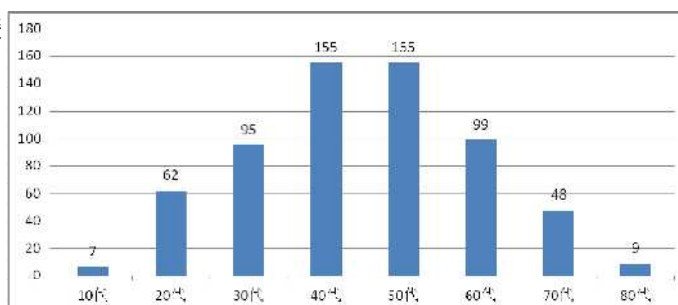
また、市民1人が抱える不安の平均数は約2.9個となっており、年代別では40・50代が最も多く、生活困窮者自立相談支援事業における相談の多い年齢層とも一致した結果となっています。特に若い世代では、経済や雇用に関する不安を持つ人が多いと言えます。

一方で、ひとり暮らしの方や地域との交流がない人ほど「相談できる相手がいない」が高くなっており、高齢者層だけでなく若い世代にも不安を抱えながら地域で孤立している市民がいると考えられます。これは単身世帯の増加に伴い、今後も増えていくことが懸念されます。

日常生活において感じている不安の状況

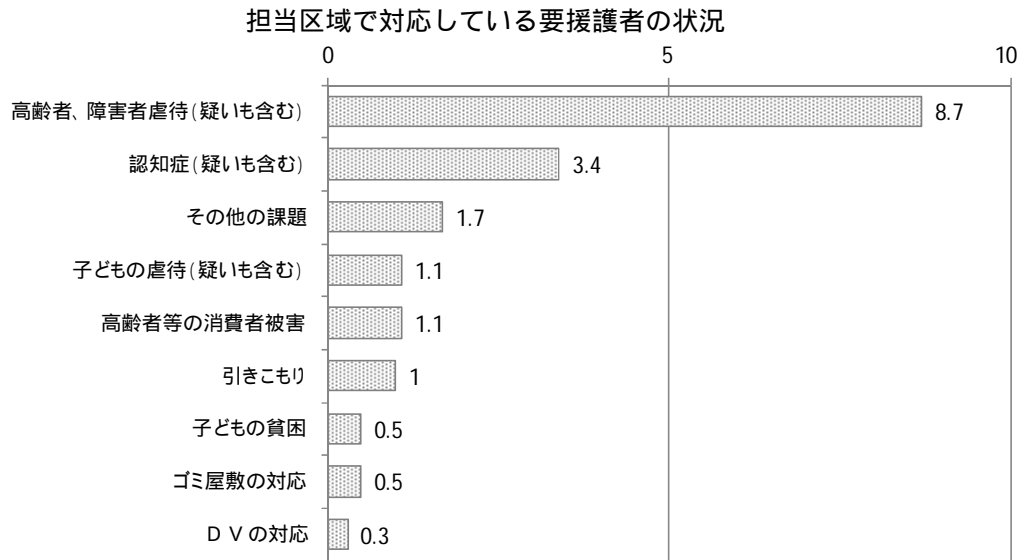


【参考】平成27年度生活困窮者自立相談支援事業における年齢別の相談者数

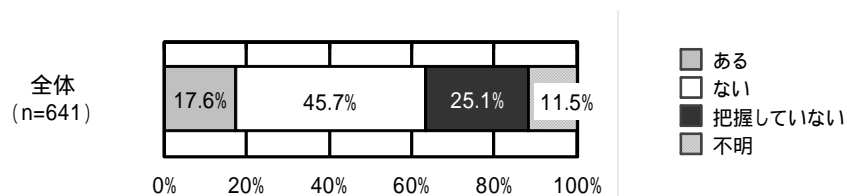


民生児童委員が現在、担当区域で対応している要援護者の状況には、「高齢者・障がい者虐待（疑いを含む）」が最も多く、次に「認知症（疑いも含む）」、「その他の課題」「子どもの虐待（疑いも含む）」、「高齢者等の消費者被害」の順に続いています。

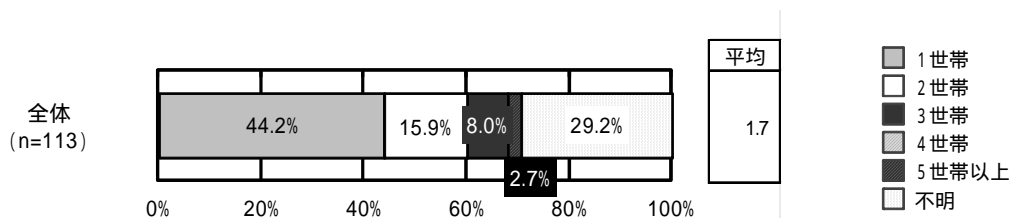
また、支援を必要だとは思ふものの、支援を受けていない又は支援を拒否している事例については民生児童委員の17.6%が「ある」と答えており、各担当区域に平均約1.7世帯程度は把握されています。



担当区域で支援を受けていない又は拒否している事例の有無



担当区域で支援を受けていない又は拒否している世帯数

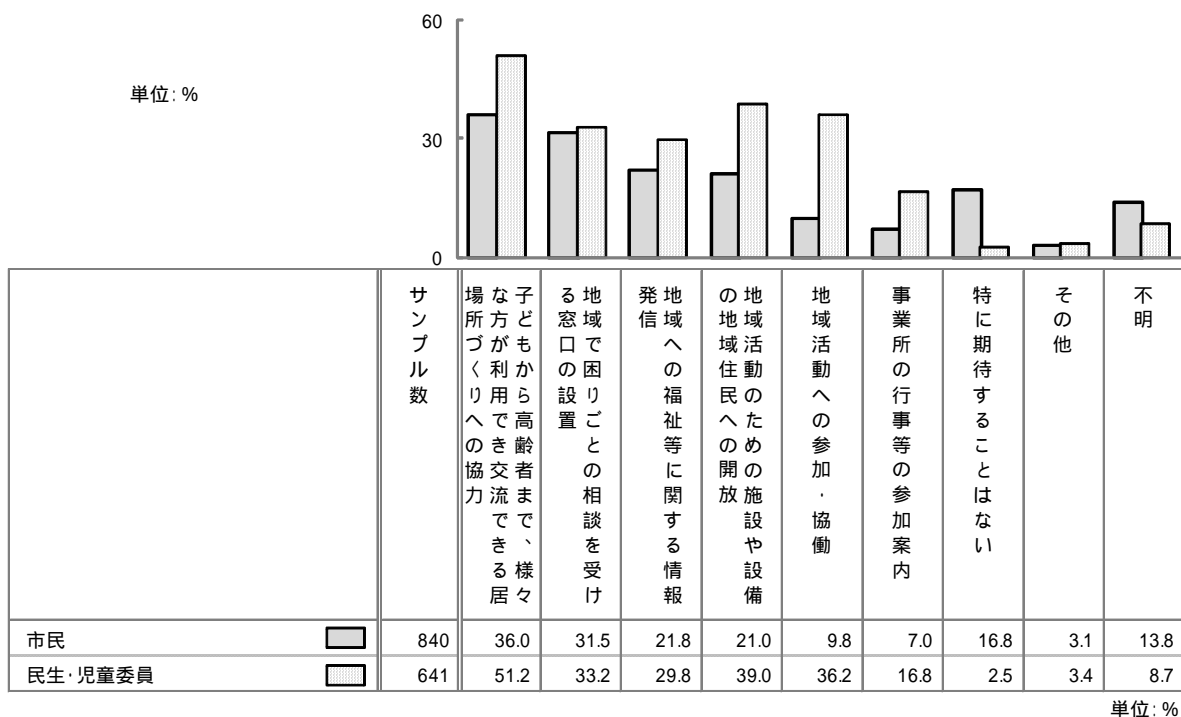


(4) 福祉事業者への期待について

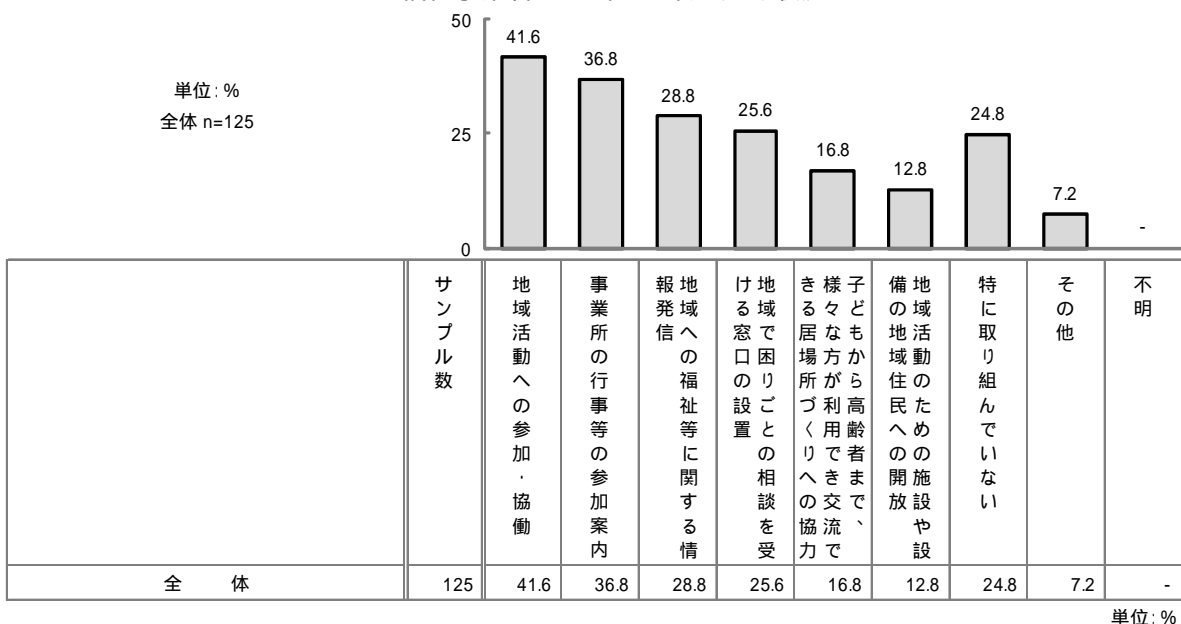
市民が地域の福祉事業者に期待することは、「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」(36.0%)「地域で困りごとの相談を受ける窓口の設置」(31.5%)が上位となっています。

一方で、福祉事業者が「子どもから高齢者まで、様々な方が利用でき交流できる居場所づくりへの協力」に取り組んでいるとの回答は低く、市民、民生児童委員の期待との差が見られます。

市民、民生児童委員が地域の福祉事業者に期待すること



福祉事業者の地域での取り組み状況



(5) 連携・協働について

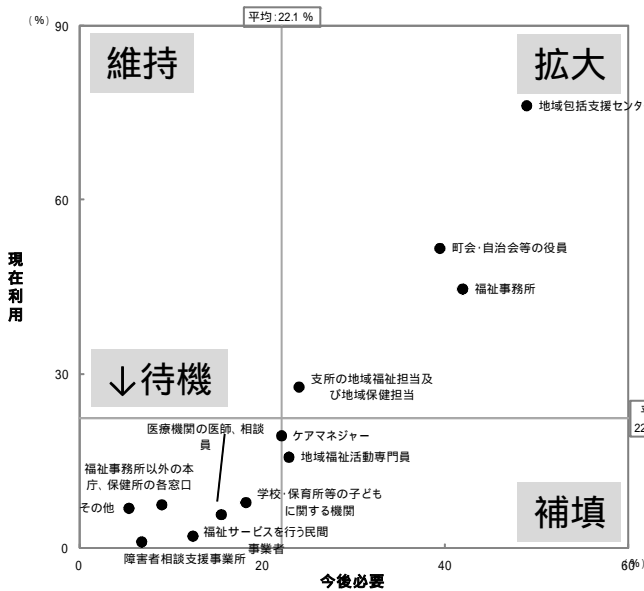
普段及び今後の活動の中で連携・協働が必要と考える「拡大」領域にある関係機関等については、民生児童委員及び福祉事業者ともに共通して「地域包括支援センター」「福祉事務所」「支所の地域福祉担当及び地域保健担当」となっており、加えて民生児童委員は「町会・自治会等の役員」、福祉事業者は「医療機関の医師、相談員」となっています。

また、普段の連携、協働は低いものの今後の連携・協働が必要と考える「補填」領域にある関係機関等としては民生児童委員では市社会福祉協議会の「地域福祉活動専門員」、福祉事業者は「町会・自治会等の役員」となっています。

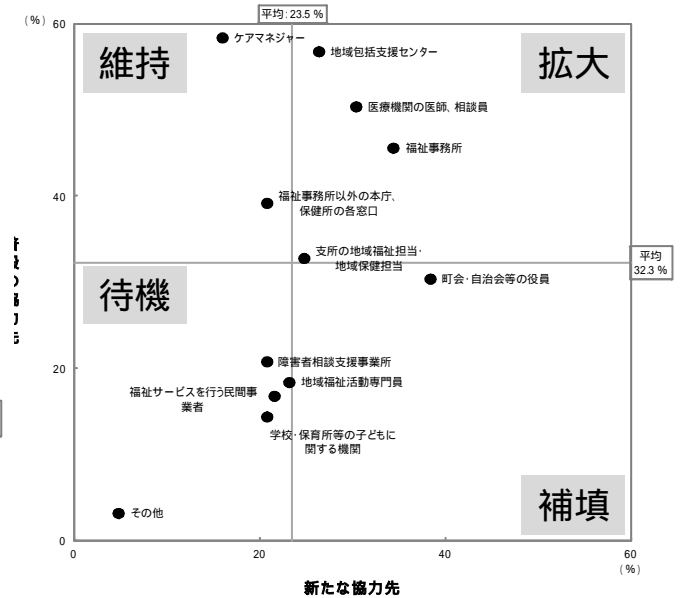
民生児童委員及び福祉事業者（以下「民生児童委員等」という。）が地域住民や他機関と相談、協働する際の困りごととしては、「個人情報の取り扱い」を挙げる方が多く、「相談先がわからない」は福祉事業者のみで高くなっています。

民生児童委員の自由意見からも、自治会、町会や行政との連携や情報共有に関して困っていることが伺えます。

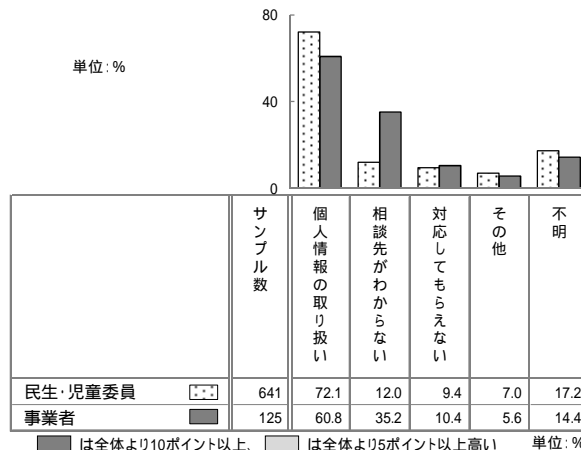
民生児童委員が現在・今後の相談・連携先



福祉事業者が現在・今後の相談・連携先



地域住民や他機関と相談、協働する際の困りごと



■ は全体より10ポイント以上、□ は全体より5ポイント以上高い 単位：%

1. 連携・協力
【困り事】

連携・協力や情報共有に関する民生児童委員の自由意見

(36 件)

内容	年代
自治会・町会について	
・ 民生児童委員が連協の会合には出ていない（要請なし）ので、どのようなことが議題となって、今何をしなければならぬか全然わからない。しかし見守り安心事業の会合において、取り組みや研修などの実施の案件を求められて困ります。連協も単協ももう少し開かれたものであってほしいと思います	70歳代
・ 高齢者の多い地域ですので、現在はお元気にされている方々も5年、10年後には老老介護になられると思われる方がたくさんおられます。自治会や町会もがんばっておられますが、役員自身が高齢になってきていますので、大変なようです	60歳代
・ 地域福祉活動の原動力の一つである福祉協会の役員改選に民生児童委員として推薦委員になりかかったが随分難航して決まった。結局、民生児童委員をされている方が兼務されることになった。新年度になって福祉協会は役員どころか会員が随分減ったとのこと。新しい家が建ち並んでも地域社会への関心が薄く見向きもされない。福祉協会をどのように守り立てていけばいいのだろうか？	50歳代
行政について	
・ 悩みとしてよく耳にするのは、「民生の仕事は24時間」であるのに対し、「行政の相談窓口は平日の8時間」という点	70歳代
・ 生活保護者の方の件なんですけど、もう少し内容を把握して欲しいです。周りの方からもどうしてあの人が受給しているかなど声が出ます（本人が周りに受けていると思います）。最初だけでなく定期的に把握して欲しいです。もっと市の担当の方が協力して欲しいです	60歳代
その他	
・ 独居の高齢者また高齢者夫婦世帯が多くなってきていることを実感します。地域包括支援センターが設置され、介護保険を利用され、「どこか」と「誰か」とつながっておられる方は何か異常が起こったり困ったことが起こっても早めに対応ができます。地域で孤立している方（特に男性で単身者）また家族がいても家族の中で孤立している方への配慮が必要だと思います。今後介護保険の利用が難しくなり、利用するサービスの出費が多くなるようなら困る方がたくさん出るのではと心配です。民生委員も年配者が多く今後民生委員のなり手が少ないのも心配です。役員のなり手がなく自治会がなくなった地区もあり、組織というまとまりがないので協力しあえる柱がなく、民生委員の負担が大きいです	60歳代

2. 情報共有
【困り事】

(28 件)

内容	年代
情報共有	
・ 個人情報法が大きな壁となって情報が得にくいので困る	70歳代
・ 個人情報保護法と、各種団体の連携の仕方は難しく困難です	60歳代
・ 高齢者の見守り等は声かけによって顔見知りになり割とスムーズにいけますが、児童の方は情報がなかなか入ってこないで主任児童委員の方と共有できたらいいと思います。民生委員自身も体調に気をつけて地域の福祉活動に少しでも貢献できたらと思います	60歳代
・ 生活保護者に対する対応の仕方が難しく考えます。全面的に訪問しなくて良いという訳でもなく、又、見守りで気になっても訪問について否定的な場合は対応出来ません。又、個人情報保護法によって情報も得にくくなっているのも気になります。情報を市の担当者へあげた後、どのように対処されたかの連絡が今まで中々伝わって来ないので、もしそのような事があれば、小さな情報でも処理内容を伝えて頂きたいと思います	70歳代
・ 高齢者の把握はできていますが、新築の介護住宅に入居された住民の状況がわかりにくく、町会にも入られていない家が多く、情報の入手に頭を悩ませています	60歳代

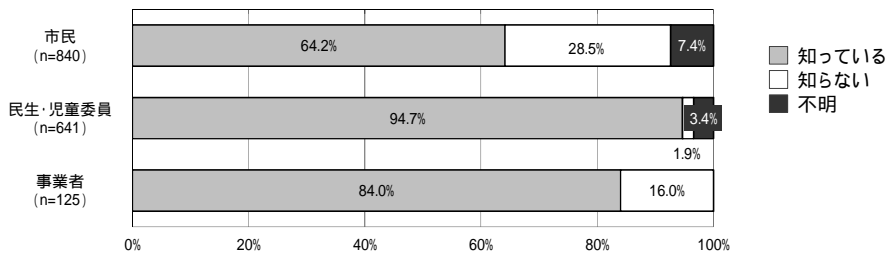
(6) 災害時要援護者支援について

避難場所（避難所含む）の認知は進んでいますが、いまだに知らない方もいるため、引き続き周知が必要とされています。

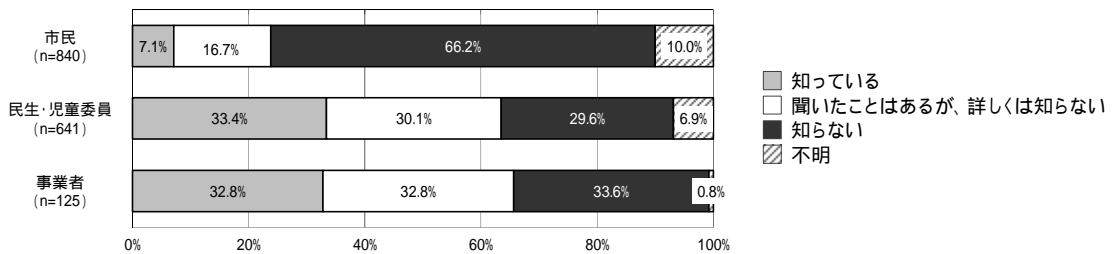
福祉避難所（2次的避難所）の認知については、市民が最も低いですが、民生児童委員、福祉事業者とも低い結果となっています。福祉避難所の数が十分でないこともあり、今後、要配慮者を受け入れる体制づくりが必要となっています。

また、要配慮者の避難支援のための日頃からの取り組みについても、市民では「取組んでいることはない」と答えた人が65%と、市民の日頃からの取り組みをどのように進めるかが課題となっています。

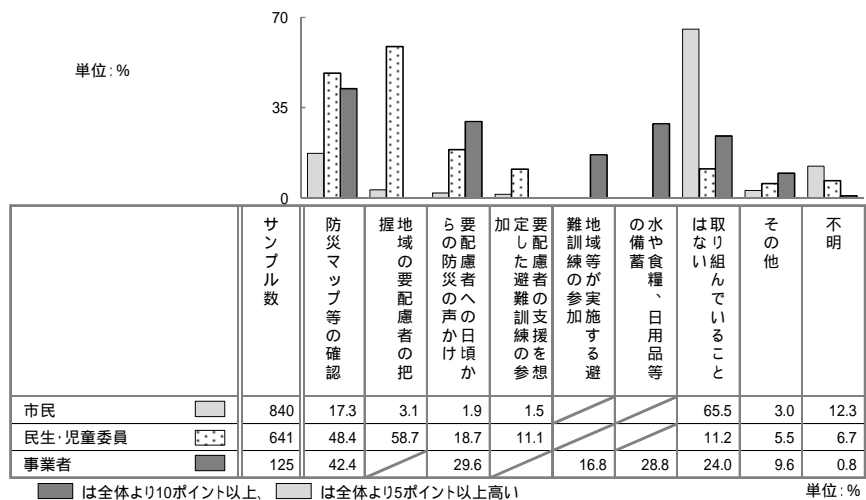
地域の避難場所（避難所含む）の周知状況について



福祉避難場所（2次的避難所）の周知状況について



要配慮者の避難支援のための日頃からの取り組み状況



4 計画策定部会等における意見

計画策定部会や自治基本条例の制定に向けた市民懇話会やタウンミーティングにおいて、地域福祉の推進にかかる課題に関する主な意見を整理しました。

(計画策定部会の委員意見 自治基本条例の制定に向けた市民懇話会等市民意見)

【地域の担い手の確保の課題】

地域団体等で役員のなり手が非常に減っているなど、実際に行動する人が少なくなっている。
若い人を地域で巻き込む取組が単発的になっている。既存の関係団体と協働し、継続的に巻き込む仕組みが必要。

若い世代は余裕がないため、少しでも潤うものであれば活動につながるし、高齢者が子どもと交流できるメリットもある。

シニアと子育て世代と顔見知りになる環境があれば、ちょっとしたお願いもできる。

地域団体のリーダーやメンバーが不足している。団体組織の人材不足。

若年層との接点がない、新旧住民や地域間での交流ができていない。

参加のハードルが高い印象や、参加しにくい雰囲気がある。

参加しやすい、参加したくなる内容の地域活動がない。

町会の世代交代ができていない。

町会には若い世代が入らないし、若い人が余り活動していない。

【地域課題を話あう場についての課題】

「朝力カフェ」、「哲学カフェ」に20～30代の方も参加して街の話をしている。社協単位以外にも、ちょっと同じ地域で少し違う骨組みの話し合いが生まれている。

自治会基盤では限界があり、役員だけではない、もう少しだけ幅広い活動部隊、PTAなどが知恵を寄せ合える場をどうつくるのか。

団体に所属していない人にとっては不安がある。

若者と話さないと情報が入らないが、きっかけがない。

市民活動団体のネットワークが不十分。他団体との交流が難しい。

世代間や新旧住民との交流が難しい。

【地域活動に関する情報の共有の課題】

元気な高齢者の居場所はたくさんあるが、その情報を一元化するところがない。

子育てサークルの一覧表で、どこでいつ何をやっているかのデータベースがほしい。

行政の情報のプラットフォームがない。

横の関連情報の共有がない。

つながりが仲間内を超えて広がりにくい。

地域への情報発信の仕方がわからない。

情報の入手先がわからない。

町会に入っていないとイベント等を知ることができない。

6地区で取り組まれている同分野での活動の情報がまとまって得にくい。

回覧板の形式化。また、町会に入会されていない人にはどうやって情報共有するのか。

会議を開いても参加してくれない。市民に伝わらない。

市民団体は頑張っておられるが、地域へ広まらない。

団体へのアクセス方法がわからない。

【地域福祉活動の推進の課題】

自治会の会長だけが集まって決めており、見守りを提案しても連協が認めないことで取り組みが進まない。

町会も連協も必要ないという住民がいる地域では、見守りはできない。

コミュニティビジネスとして若いお母さんが仕事とまちづくりに参加しているのものもあるが、地域福祉活動として捉えられていない。

一部の地域で自主的にされている見守り活動は捉えられていない。

近隣などの横のつながりが大事。挨拶のできる間柄になっていることが緊急時にも生きてくる。

地域の小さな問題を誰に聞けば良いかわからない。

行政への相談や要望、地域の課題を市のどの部署に言えば良いかわからない。

【制度の狭間の個別課題への対応～生活困窮者自立支援制度の議論～】

地域やネットワークからもれている人、窓口のない人を支援していくのが本来の福祉であり、生活困窮者自立支援制度がうまくいけば地域福祉も推進される。

生活ぎりぎりで暮らしている専業主婦は、後で貧困に陥る可能性が高い。子どもが小さいうちに、そうした方を就労につなげるような支援が必要ではないか。

小学校にはいってからの長期不登校は全く手つかずになっている。学校の先生にもっとしごと・くらしサポートセンター尼崎（生活困窮者自立支援制度の窓口）の周知が必要。

現在の学習支援の対象の子どもよりも、もっと小さい間にできることがあるのではないか。

5 第2期地域福祉計画の進捗と評価

(1) 第2期地域福祉計画の基本目標と重点的な取り組み

第2期地域福祉計画では、「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現を目指して」を基本理念とし、3つの基本目標「小地域福祉活動（ ）を中心とした福祉コミュニティづくり」、「地域生活を支える体制づくり」、「安心して暮らせる環境づくり」を設定し、施策を推進してきました。

この第2期計画を進める上での重点的な取組として「小地域福祉活動基盤の充実」として次の施策を展開しています。

(参考) 第2期「あまがさきし地域福祉計画」の体系イメージ

基本理念

「誰もがその人らしく安心して暮らせる地域福祉社会の実現」

基本目標

1
小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり

2
地域生活を支える体制づくり

3
安心して暮らせる環境づくり

施策の展開

施策の展開

1 小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり

- (1) 小地域福祉活動の展開
- (2) 担い手づくり
- (3) 活動拠点の充実

2 地域生活を支える体制づくり

- (1) 地域福祉計画における地域ケアの推進
- (2) 福祉サービスの適切な利用の促進
- (3) 福祉サービスの質の確保・向上等

3 安心して暮らせる環境づくり

- (1) 要援護高齢者等見守り体制の推進
- (2) 災害時の要援護者の支援体制の推進
- (3) 安全、安心のまちづくり

重点的な取組

(小地域福祉活動基盤の充実)

- (1) 新たな担い手づくり
- (2) 地域福祉推進の専門職の配置
(地域福祉活動専門員の配置)
- (3) 地域の生活・福祉課題を共有し検討する場づくり(地域福祉会議の設置)
- (4) 地域の生活・福祉課題に対応する活動・グループづくり
(地域福祉活動グループ)
- (5) 地域での活動拠点づくり
- (6) 地域と市、専門機関のネットワークづくり
 - ・ 地域におけるネットワーク
 - ・ 専門機関のネットワーク
 - ・ 市におけるネットワーク
- (7) 推進体制の充実
- (8) 小地域福祉活動の財源

第2期計画では、社会福祉連絡協議会の圏域を「身近な生活圏域(=小地域)」とし、その圏域において、様々な困りごとや孤立した不安等に対応し、誰もが安心して生きがいのある地域づくりを目指して住民が力を合わせ専門機関と協力しながら進める自主的な活動のことを小地域福祉活動といいます。

(2) 第2期地域福祉計画の進捗状況と今後の取り組み

第2期地域福祉計画の3つの基本目標及び重点的な取り組みの中から、特に推進に力を注ぐ項目について、次のとおり進捗と今後の取り組みを整理しています。

基本目標1「小地域福祉活動を中心とした福祉コミュニティづくり」

市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員が地域の会議や地域活動に参加する中で、地域住民や地域団体の声を丁寧に把握し、活動の支援を行うとともに、地域における啓発活動の取り組みを進めることで、各地域ではサロン活動を中心に地域福祉活動の広がりが見られています。

また、こうした取り組みの中から、高齢者、障がい者、子どもを問わず住民が集う場として対象を幅広く捉えた活動も展開されてきています。

指標名	基準値			目標値 (H29)	実績値		
	H24	487	件	H25	H26	H27	
小地域福祉活動実施数 (延べ)				594	554	592	658

(引き続き取り組むべき内容)

地域で実施している小地域福祉活動の周知と、活動の継続的な支援
 地域の生活・福祉課題を市民が共有し、主体的に関心をもつための取り組み
 地域福祉活動の低調な地域における地域のつながりを活発化させる手法の検討

基本目標2「地域生活を支える体制づくり」

地域福祉活動専門員の周知が進み、地域福祉活動専門員を中心として個別課題解決に向けた地域の関係機関、地域団体、住民によるネットワークの構築が進められています。

その結果、様々な地域の中の「困りごと」や、個別課題に対する関係機関からの相談が増えてきており、支援の必要な人を把握する仕組みの構築が進んでいます。

(引き続き取り組むべき内容)

多様化・複雑化する個別課題の解決に向けて、フォーマル、インフォーマルなサービスを総合的・包括的に提供するための仕組みづくりの検討
 地域での支え合いの意識を高め、社会的孤立や社会的排除を生まないために、個別課題を地域課題として市民が共有する取り組み

基本目標3「安心して暮らせる環境づくり」

見守りの中心となる事業である高齢者等見守り安心事業自体は、平成27年度末時点で75連協圏域の39圏域(52%)において実施が進んだものの、新規の実施件数の伸びは緩やかとなっています。

しかしながら、見守りを必要とする対象者を幅広く捉えたり、新たに地域課題の協議を始める地域も出てきているなど、地域住民自らが地域課題を把握し、取組もうとする意識の広がりが生まれています。

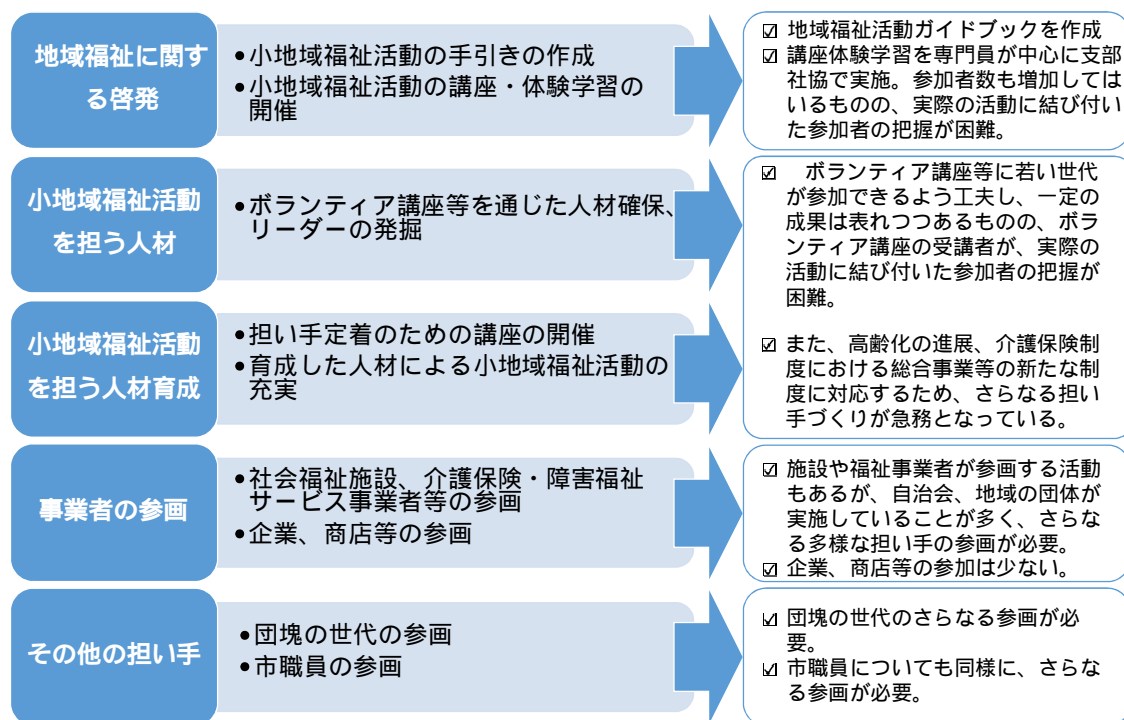
(引き続き取り組むべき内容)

見守り活動の実施地区における活動の継続的実施に向けた支援
 見守り活動の未実施地区への見守り活動の啓発のほか、市民が気軽に見守り活動に参加できる仕組みの検討
 町会、自治会のない地域に広めるための取り組みの検討

重点取組 「新たな担い手づくり」

市社会福祉協議会が若い世代を対象として実施したボランティア講座の受講者が、その後もボランティア活動に結び付くなど、着実に取り組みは進んでいますが、一方でアンケート調査では「活動メンバーが固定化し、新しい人が入ってこない(高齢化している)」、「活動メンバーが不足している」といった声もあり、さらなる担い手づくりが必要とされています。

こうした担い手の高齢化が課題となっていることから、若い世代に関心をもってもらうための取り組みや、気軽に地域活動に参加できる仕組み(周知方法等)や場づくり、福祉学習の推進に取り組むことが必要となっています。



重点取組 「地域福祉推進の専門職(地域福祉活動専門員)の配置」

市が財源を支援して、市社会福祉協議会に小地域福祉活動の取り組みを進めるための支援や担い手と小地域福祉活動を結び付ける支援、地域でのつながりづくりの支援等を行う地域福祉活動専門員(以下「専門員」という。)を配置しています。

この専門員は、平成23年度に3人、平成24年度に6人、平成27年度には介護保険制度の総合事業における生活支援コーディネーターを兼務して12人配置し、各支部社会福祉協議会事務局に2人ずつ配置されています。

専門員の地道な取り組みにより、地域での見守り活動や防災活動の中で、地域の子育て支援団体と老人クラブなどが協力して世代間交流の場が作られるほか、子どもの食の支援に賛同する地域住民の協力を得ながら、いわゆる「子ども食堂」を実施し、そこでは子どもだけでなく近隣の高齢者家族などの地域住民が集える場となるなど、確実に見守り活動とともに、様々な活動主体が連携した小地域福祉活動の広がりが見られています。

一方で、地域でのつながりが希薄などの理由で地域福祉活動の推進が困難な地域があるほか、専門員への個別の相談や地域福祉活動の継続的な支援の増加傾向に加え、アンケートにおいても民生児童委員からの期待の高まりや、新たな制度に対応して専門員に期待される役割も増える中で、これまで以上に専門員の活動への支援が必要となっています。

重点取組 「地域の生活・福祉課題を共有し検討する場づくり」

地域住民が中心となり地域の多様なメンバーが参画して地域の生活・福祉課題等を話し合う場として、身近な生活圏域である社会福祉連絡協議会の圏域において地域福祉会議の設置促進に取り組みましたが、平成 27 年度末時点では 3 カ所に留まっています。

しかしながら、地域福祉会議以外の見守り安心委員会やサロン活動等で、地域の生活・福祉課題を話し合う場が増えてきています。また、地域の特性に合わせた会議体を立ち上げている地域もあり、新たな活動へのつながりが生まれています。

こうした状況を踏まえ地域福祉会議という名称にこだわらず、地域で活動する多様な主体が、気軽に地域の様々な課題について話し合う場の構築を進めていく必要があります。

重点取組 「地域の生活・福祉課題に対応する活動・グループづくり」

市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員や市の子育てコミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター等の取り組みにより、子どもの食の支援をきっかけとした「子ども食堂」から、高齢者の集える「ふれあい喫茶」など、地域の生活・福祉課題に対応した様々な小地域福祉活動が行われています。

また、要援護高齢者等見守り活動の中で、見守りを必要とする対象者を高齢者以外にも幅広く捉えるなど、地域住民自らが地域課題を把握し、地域課題として取り組もうとする意識の広がりも生まれています。

今後とも、介護保険制度における総合事業の平成 29 年度からの本格実施など、地域の様々な活動、グループづくりが必要となっています。

重点取組 「地域での活動拠点づくり」

地域の様々な活動が一部の福祉施設を活用して行われおり、また、災害時において、一般の指定避難所での生活に支障をきたす恐れがある高齢者、障がい者その他特に配慮を要する方を受け入れる福祉避難所として、市関連施設以外に尼崎市内の特別養護老人ホームを福祉避難所として指定しています。

しかしながら、アンケート調査では福祉事業者の地域での居場所づくりへの協力や、施設や設備等の地域住民への開放に取り組んでいるとの回答は低い状況にあります。

引き続き、社会福祉法の改正も踏まえて、社会福祉法人が地域の福祉ニーズを踏まえ、その規模や経営実態に即して地域における公益的な取り組みが必要です。

重点取組 「地域と市、専門機関のネットワークづくり」

小地域福祉活動数の増加に見られるように活動を通じた地域でのつながり作りは進んでおり、また、市社会福祉協議会の地域福祉活動専門員が専門機関の会議への参画等を通じて分野別の課題解決に向けた専門機関の連携も進んでいます。

平成 27 年 4 月からは生活困窮者自立支援制度の市の相談支援窓口「しごと・くらしサポートセンター尼崎」において、税や保険料といった困窮者に接する機会の多い行政の窓口やハローワーク、社会福祉協議会などの支援機関との分野別に留まらないネットワークを構築し、相談者の課題が複雑化・深刻化する前の早期把握と自立支援に努めているほか、平成 28 年度中には 6 地区に介護保険制度における協議体の設置を予定しており、課題解決に向けたネットワークづくりは着実に進められています。

引き続き、制度の谷間・狭間の課題や分野をまたがる課題の解決につながるよう、各分野別の制度に留まらないネットワークを構築していく必要があります。

6 尼崎市の地域福祉における課題

全国的な高齢化の進展とともに尼崎市においても、単身の高齢世帯、障がいがある人や生活保護受給者の割合も全体的には上昇傾向にあるなど、支援を必要とする方は今後も増えていくことが予想されます。

加えて、アンケート結果にも表れるように地域のつながりの希薄化が進む中で、地域において支援を必要とする方の抱える課題は多様化・複雑化しています。また、様々な年齢層において、課題を抱え社会的に孤立化している状況も見られており、そうした課題への対応が必要とされています。

また、尼崎市では平成17年に「あまがさきし地域福祉計画」を策定し、第2期計画で小地域福祉活動の基盤を充実させることを重点的に取り組み、地域では課題に対応した様々な活動が行われ、新たな担い手も育まれつつありますが、引き続き、担い手不足が大きな課題となっています。

尼崎市は多様な人材や企業、団体が集まり、テーマごとに様々な活動が行われているなど、多様性や包容力という“つよみ”をもつまちでもあります。

この“つよみ”を最大限活かし、新たな担い手や様々な活動のつながりを作ることで、既存の地域福祉活動の充実とともに、新たな活動が生まれ、そうした活動が次の世代へと引き継がれていくことが必要とされています。

このように、統計データやアンケート調査、計画策定部会等での意見、第2期地域福祉計画の進捗状況から見えてきた課題について、次のとおり整理しました。

1 地域福祉の担い手の発掘、育成

地域の担い手が高齢化する一方で、定年退職後のシニア世代や、若い世代が地域福祉の担い手として十分参画していない現状もあります。

こうした人々を地域福祉の担い手として育成し、地域福祉に気軽に参画できるためのきっかけをつくり、それを通じて、地域福祉活動の核となるキーパーソンを発掘し育てることが必要です。

3 地域の社会資源の情報共有と活用

高齢化等により地域福祉の担い手が不足している現状があります。地域の多様化・複雑化する生活・福祉課題には、住民、多様な地域福祉の主体が参画することが必要ですが、地域の多様な活動団体の情報を一元的に把握し、十分につながっていない現状があります。

こうした社会資源を把握し、地域の課題解決につなげていくことが必要とされています。

2 交流の場を通じた孤立防止

地域の中では、高齢者を中心に孤立化が課題となるほか、貧困など様々な課題を抱える子どもが地域で安心して過ごすことのできる場所が必要とされています。

そのため、社会的孤立を防止し、子どもから高齢者までが気軽に参加することのできる交流の場づくりとともに、交流の場を通じて、地域住民が地域の様々な課題について関心を持ち、話し合う場づくりを進める必要があります。

4 課題を抱えた方の支える仕組みづくり

高齢者等でゴミ出しを頼める人がいないといった問題から、認知症高齢者の消費者被害、孤立死や自殺等の深刻な問題など、誰もが、くらしの様々な場面で、多様化・複雑化した課題に直面する可能性を抱えています。

また、福祉制度が充実する一方で、必要な人に支援が行き届かなかったり、制度に当てはまらない人が支援を受けられないといったことも存在します。

そうした方を早期に把握し、公的サービスとともに地域の支え合いなどの支援につなげることが必要とされています。

5 福祉学習による福祉コミュニティづくり

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、そこに住む人々全てが福祉サービスを必要とする人々を「困った人たち」として排除するのではなく、正しい理解のもと地域社会を構成する一人として包摂していくことが必要です。そのため、市民一人ひとりが、様々な学びの機会を通じて、多様性を認めあうとともに、誰もが困った時にSOSを出すことができ、また主体的に地域福祉活動に参加、実践する意識を高めることが必要です。

